



新経済連盟

2026年度税制改正提言

～Japan Transformationの実現～

2025年9月10日





INDEX

p3～5

基本的考え方

p6

提言項目一覧

p7～21

国内投資の促進

p22～33

スタートアップ支援／生産性向上

p34～41

国内産業の競争力強化

p42～69

Appendix

社会構造の変化と目指すべき日本社会

社会構造の変化

①

インターネット革命

世界中の情報が整理され
アクセスが可能に



②

スマートフォン革命

SNS・買い物・エンタメなど
スマホが生活の中心に



③

クラウド革命

ビジネスモデルが変化し
イノベーションが加速



④

AI革命

誰もがAIを活用することで
真の社会変革へ



実物経済

Blockchain NFT AI
仮想経済
Big Data Cloud VR/AR

金融経済

仮想ネットワーク・大規模データセンター

日本社会の現状

<As is>

- 高コストな国家運営
- 高負担な税制
- 少子高齢化による人材不足
- 人・知・財の海外流出

目指すべき姿

- ローコスト・オペレーション
- 適正負担の税制

- 多様な人材の活用
- 人・知・財を日本に集める

日本は、個人・法人ともに所得や相続に対する税率が高い

	 日本	 米国	 シンガポール	 インド	 英国	 ロシア	 中国	 ドイツ	 アルゼンチン
個人所得課税※1 (最高税率)	56% ※2	連邦 37% 州 0.0-13.3%	24%	30% ※3	45% ※4	15%	45%	45%	35%
法人所得課税※8	29.74%	連邦 21% 州 0-11.5%	17%	25.17%	19% 大企業は最大25%	20%	25%	15%	25% 課税所得額に応じて 最大35%
キャピタル ゲインへの 課税	20- 27.5% ※9	0-20%	0%	12.5% 12か月超保有の場合	18-24%	15%	0% 国内取引所上場株	25%	15%
相続課税 (最高税率)	55%	35-40% 最低課税資産額10数億円	0%	0%	40%	0%	0%	30%	0% (例外あり)
消費税・ 付加 価値税	10% ※5	州等 0-11.5% ※6	9% ※6	0-28% ※6	20% ※5	20%	0-13% ※6	19%	21%
2003-23年 のGDP 変化率※7	-7%	139%	414%	484%	63%	370%	972%	78%	641%
税収の対 GDP比(IMF)	34.1%	26.5%	12.2%	N/A	34.4%	N/A	21.0%	39.3%	29.0%

※1 個人所得課税は累進課税 ※2 45%(所得税) + 0.945%(復興税特別所得税2.1% x 所得税45%) + 10%(個人住民税) = 55.945% ※3 インドの個人所得課税は高額所得者は最大37%の追加課徴金 ※4 スコットランドは最大47% ※5 軽減税率は日本が8%、英国は0%または5% ※6 米国、シンガポールおよびインドの消費税は、それぞれ売上税 (Sales Tax)、財・サービス税を、中国は増徴税の税率を掲載。 ※7 GDP変化率は米ドルベース。 ※8 法人所得課税は日本が法人実効税率。その他は法人税率。 ※9 5%の個人住民税を含む。年間所得が3.3億円超の納税者は、3.3億円超部分の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%との差を追加課税される。

税制全般に対する基本的な考え方

税率を引き下げて日本経済活性化を促し、
税収を増やして再び国内投資へ

＜税制改正により実現すべき **3**つの柱＞

1

国内投資の
促進

- ✓ 税率引き下げにより国内外から日本への投資を呼び込んで経済を活性化。研究開発税制の強化やAI開発・利活用支援により「仮想経済」に適合した新たな産業の振興を促す

2

スタートアップ支
援/生産性向上

- ✓ スタートアップの支援、DX化等を通じ、イノベーションの促進と経済全体の生産性の底上げを図る

3

国内産業の
競争力強化

- ✓ 日本に立地する企業が海外の企業と競争する上で不利となっている税制を改める。日本を市場とする海外のデジタルサービス提供者と課税面でのイコールフットィングを図る

提言項目一覧

1

国内投資の促進

p8 法人税・所得税・相続税の税率引下げ

☞国内に人・知・財を呼び込む観点から**税率の抜本的な引下げ**が必要

p17 賃上げ促進税制の改善

☞適用要件・上乗せ加算の見直し、大法人・中堅法人にも控除限度超過額の繰越を認める等

p10 AIの開発強化・利活用促進

☞あらゆる産業の基盤技術であるAIの開発・利活用に向けた企業投資の促進

p18 税制のインフレ対応

☞インフレが継続する中、各種税制の控除額等の閾値が硬直的なことに起因する課題への対応

p12 研究開発税制の見直しとイノベーションの実装

☞①**還付付き税額控除**や**繰越控除**など研究開発税制の抜本的な強化
②ソフトウェア制作費の損金算入化と税会不一致の問題の解決

p19 地方の改革競争、地方創生の深化を促す税制

☞一部の国税の課税権を地方に移譲、税率等に関する**地方の自由度を高める**等

p16 ソフトウェア投資を促す税制

☞特に中小企業等のDXを促進し、ソフトウェア投資を後押しするため、取得価額以上の償却を認める**ハイパー償却税制**を導入等

p21 海外から国内(地方)への投資誘導

☞海外資産を売却し、当該売却額を国内投資に充てた場合、**資産の売却額分を非課税**とする等

2

スタートアップ支援／生産性向上

p23 スタートアップ支援に資する制度改善

☞①エンジェル税制において、**対象企業の設立年数を延長する**など利便性を向上させる②オープンイノベーション促進税制のさらなる強化③税制適格ストックオプションの対象範囲拡充

p30 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し

☞所得税率引下げに加え、**高度外国人材に対し税制優遇等**

p25 社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し

☞**エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設**するほか、寄附税制につき、繰越控除を可能に

p32 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備

☞優良電子帳簿など記帳・申告に関する制度を再整理し「**スマート青色申告**」創設、インセンティブ強化等

p26 多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し

☞長期雇用を優遇する**退職所得課税の見直し**、配偶者控除等「**年収の壁**」撤廃等

p33 デジタルシームレス実現に向けたインボイスの活用

☞政府がJP PINTに基づく**デジタルインボイスを受領する体制を整える**ほか、出張旅費等特例範囲を拡大

p28 企業からの教育投資の促進

☞**リカレント教育等を促す税制**を強化するほか、賃上げ促進税制の教育訓練費増加要件の対象拡大

3

国内産業の競争力強化

P35 企業組織の再編を阻害しない法人課税体系

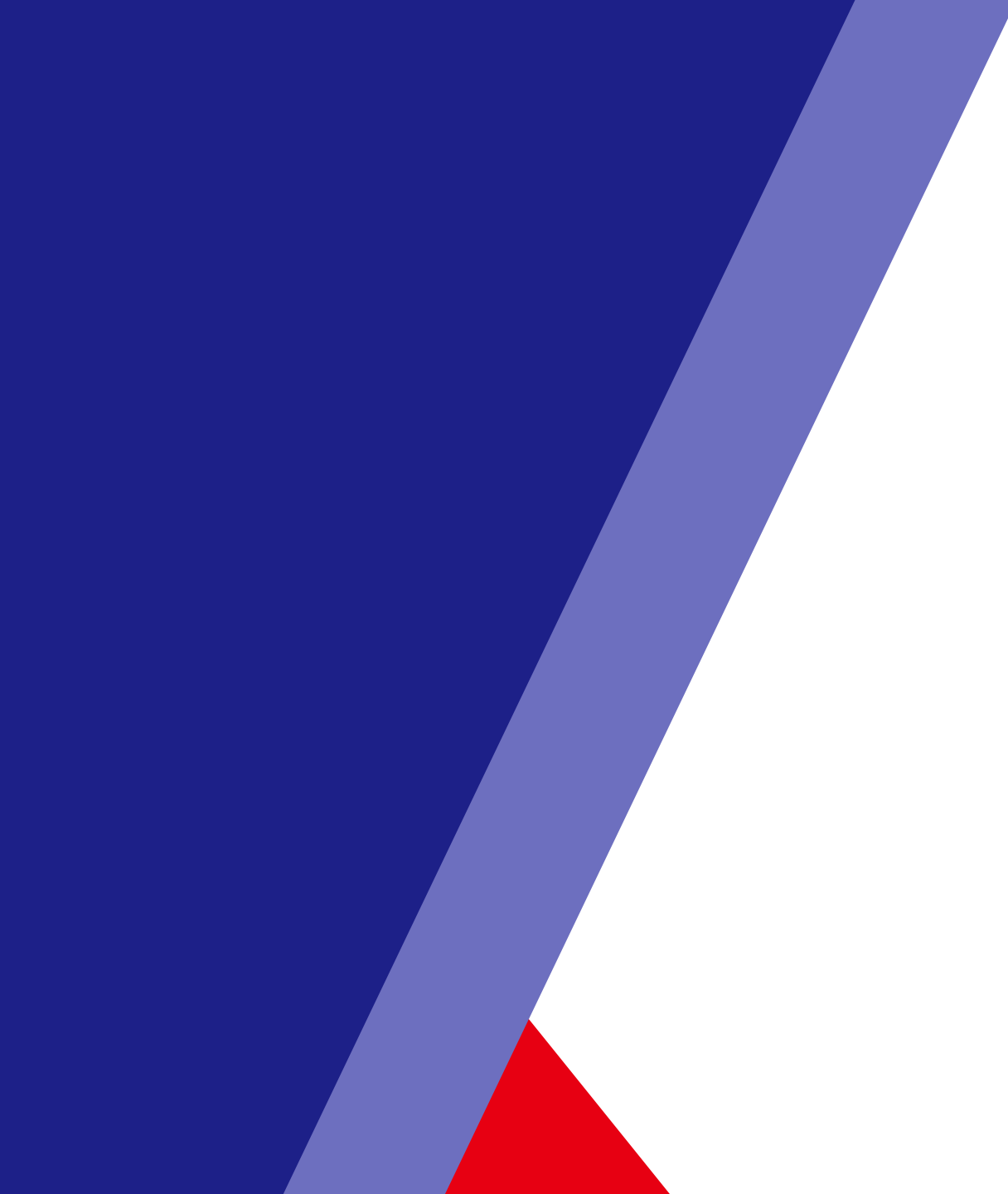
☞**グループ通算制度の適用対象拡大、地方の法人課税についてもグループ全体の損益通算に基づき税額決定等**

p37 暗号資産税制

☞暗号資産取引の利益について申告分離課税の対象とするとともに、損失を所得から繰越控除等

p39 越境経済への適応

☞海外DPF等にかかるタックスギャップの推計・公表、**少額輸入貨物の免税の見直し**等



Chapter 01

国内投資の促進



法人税・所得税・相続税の税率引下げ①

趣旨

- 頑張った人が報われる税制構造とし、リスクがある中で積極的にチャレンジをした者やイノベティブな人材が真に報われる社会を実現する。その際、国際競争力の確保や、優秀な外国人材を日本に呼び込む観点から、外国の税率水準との比較も考慮に入れる
- 現状でも高い法人税率とさらなる税率の引上げは、企業の投資等の原資を減らしてしまう。国内投資の機運が高まっている中、また、世界各国で投資促進のため税制措置がとられる中、日本としても法人税率を引下げるとともに投資促進のための税制措置によって経済活性化を促す。そして税収を増やして再び国内投資へ向かわせる好循環を生み出すことが不可欠。また、配当課税と法人税の二重課税の解消等により、日本企業の国際競争力を強化する税制構造にすべき
- なお、減税により不足する財源については、各種行政の在り方を効率化し「小さな政府」を志向する中で、歳出削減に取り組むことを大前提としつつ、消費税率の見直しの是非を検討すべき

具体策

- 現在55%の**所得税、住民税の最高税率を40%程度まで引き下げ、累進性を緩和**※〈所得税、住民税〉
- 2023年度税制改正大綱で示された「**極めて高い水準の所得に対する負担の適正化**」は、2025年分の所得から、合計所得金額が約30億円超の高所得者を対象に追加で所得税を課すこととしたもの。対象は限定されているものの、**チャレンジに対するディスインセンティブ**として、極めて強い負のアナウンスメント効果をもたらすことから、**撤廃**すべき〈所得税〉
- リスクマネーの供給を大きく阻害し株価等にも大きな影響を及ぼす**金融所得課税の強化には明確に反対**〈所得税〉

※個人所得税については、昨今の定額減税や「年収の壁」課題に対応した控除の引上げ等によって税の複雑さが事業者のコストになっている。税制自体を変える場合には極力仕組みを簡素にすべき。

法人税・所得税・相続税の税率引下げ②

具体策

- **相続税率を、イノベーションをもたらす国内外の人材等の定着の観点から引下げ** <相続税>
- **法人税の実効税率**(現在29.74%)を**20%程度まで引き下げる**。 <法人税>
- 法人の利益には法人税が課税され、課税後利益が配当金の原資に。しかし、配当金が株主に支払われた段階では、株主において所得税が課せられることになるため、法人の利益に対しては二重の課税がなされていることになる※。この問題に対してはオーストラリアやニュージーランド等で「インピュテーション方式」が採用され、二重課税が調整されていることから、日本でも同様の仕組みの採用を検討すべき (p45,46参照) <法人税>
- 世界各国で投資促進のため税制措置がとられる中、わが国においても**有形・無形を問わず大胆な国内投資**を促す税制を措置する。 <法人税>

※日本でも所得税の配当控除等により、部分的に調整はなされているものの、十分なものではない。

AIの開発強化・利活用促進に向けた税制の創設①

趣旨

- AIは、もはやあらゆる産業の基盤技術。戦略技術領域の一つとすべきAIに集中的に官民のリソースを投下すべき。またAIに関しては、開発・利活用を問わず企業の投資を促すことが必要。税制でも後押しをすべき
- AI開発に必要な**計算資源の確保**や**高品質なデータの整備**のほか、**AI利活用促進に向けたインフラ・通信基盤の強化・人材育成等**を進めるため、税制面からも支援していくことが必要

具体策

- 開発強化に向けた優遇制度 <法人税>
 - AI分野を研究開発税制の戦略技術領域の一つとして定め、当該分野の試験研究費を増額した場合、**試験研究費の税額控除率を抜本的に引き上げる（最大14%⇒50%等）**
 - **高品質な日本語の大規模言語モデルの構築を後押し**すべく、**データ整備・開発を目的としてデータ保有者や開発企業等が連携する取組み**において、国がその計画を認定している場合等に、費用の税額控除等の優遇措置を検討
- 社会実装に向けた優遇制度 <法人税>
 - AI関連のソフトウェア投資について、取得価額以上の減価償却を認めるハイパー償却税制を導入。企業のAI投資に向けた積極的なインセンティブとなるよう、AI関連のソフトウェアに投資した場合、取得価額の200%程度の減価償却を認める

※2019年度までイタリアで導入されていたハイパー償却税制では、「インダストリー4.0計画」の対象となる企業のデジタル開発に関連してイタリアの製造施設で使用する有形資産への投資に対して、250万ユーロまでの投資の場合、170%の割合で適用されていた。

AIの開発強化・利活用促進に向けた税制の創設②

具体策

- 企業の利活用促進に向けた税制優遇措置 <法人税>
 - AI利活用促進税制を創設し、人手不足が顕著な分野（例えば観光分野等）においてAIを導入した際、**その導入に要した費用の一部又は全額を税額控除**
 - AIスキルの習得やAIリテラシー向上を目的として支出する教育費用に関して税額控除
 - 中小企業等がAI導入を目的として支出する外部へのコンサルティング費用を税額控除
- 生成AIインフラ強化・データ戦略に向けた優遇制度 <法人税>
 - 生成AIの開発・利活用に際して、脱炭素電源等を一定以上利用する国内データセンターを利用する場合、費用の一部を税額控除するなど優遇措置を検討
 - 5G/Beyond 5Gは、産業・社会のDXや生成AIを支える基盤ネットワークとして期待されている。モバイルネットワークへの投資額の不足により社会全体のAIの利活用が損なわれないよう、5G導入促進税制を復活させるとともに、対象の導入事業者として、キャリア事業者だけでなくインフラシェアリング事業者も加えるべき。

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装①

趣旨

- イノベーションの好循環を生み出すため、国内外の企業問わず、**日本が研究開発拠点として選ばれるための環境整備やインセンティブ強化を進めるべき**
- また、研究開発の社会的必要性は黒字・赤字企業のいずれかを問わず不変なもの。**各企業が事業環境・財務環境に依らず、企業にとって中長期的な予見可能性を高める制度改善が必要**
- 加えて、現行の研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、クラウドやAI等の技術の進展がもたらした「仮想経済」の上に成立する経済構造の変化に対応できていないため、抜本的な見直しを図るべき

具体策

- 戦略技術領域の策定・推進 <法人税>
 - 諸外国では、国家として重要な技術領域を定め政策リソースを重点投下しており、我が国でも同様に「戦略技術領域」の検討が進んでいるが、当該領域への民間企業の積極的な投資・創意工夫を引き出し我が国の研究開発力を向上させるべく、早急に当該領域の特定を進めるとともに、これまでの既存の研究開発税制と比較し、高控除率を設定するなど大幅なインセンティブを付与すべき
- イノベーション拠点税制の導入後の検証 <法人税>
 - イノベーション拠点としての魅力向上に向けて、**無形資産や知的財産から生じる所得に対して優遇税率を付与するイノベーション拠点税制が他国比で魅力的なものになっているか、導入後の検証が必要**。例えば対象所得に「対象知的財産を組み込んだ製品の売却から得られた利益」を含む国もあり、わが国の利用実態を踏まえ、恒久化も視野に入れて改めて検討する必要

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装②

具体策

- 「専ら」要件の撤廃と試験研究費範囲の見直し<法人税>
 - DevOps（開発と運用の密な連携によるソフトウェア開発手法）という言葉に代表されるように、情報通信産業では開発と運用が密接で境目があいまい。研究開発税制創設時から存在する「専ら」要件で当初想定されていた、製造業における独立した研究所内の研究開発と、情報通信産業の研究開発では実態が異なる。

企業の大小を問わず現在は人手不足であり、大企業であっても、サービスとして成り立たせないといけないので、研究だけをしているわけにはいかない。**「専ら」要件を撤廃しつつ、試験研究の業務を特定し、従事した人件費を人・工（にんく）で抽出・区分計上すること等により試験研究費と認めるべき**
 - 2024年度に、サービス開発の際「過去に収集・生成、取得したビッグデータを使用する場合」も試験研究費の対象とする改正があったが、その収集・生成に要した費用や研究開発目的でないデータの取得の際にかかった費用については、試験研究費の対象外となっている。他方、サービス開発においては、既に運用されているサービスから得られるデータを基にするケースもあり、**具体的な税制適用事例や個別の照会対応などを実施することが必要**

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装③

- ソフトウェア制作費の損金処理範囲の拡大（p48参照）＜法人税＞

- **税会一致の観点から、会計上費用となっているものは損金算入とすべき**

※ 自社利用目的のソフトウェアのうち、その利用が将来の収益獲得又は費用削減につながらないことが明らかなものに限り制作費の損金算入が可能とされている。「将来の収益獲得又は費用削減につながるか不明確」なソフトウェアの制作費のうち、会計上期末時点で研究開発費として費用処理されたものは、令和3年度税制改正で研究開発費として税額控除の対象とすることとされたが、税務上資産の取り扱いであることに変わりはない。当該制作費についても損金算入可能とすべきである。同様に、「リリース後のアップデート」区分においても、会計処理が費用（著しい改良）に該当する内容については税務処理も損金算入可能とすべき。

- 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し（p48参照）＜法人税＞

- クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり税制の混乱の根本要因。現状、クラウド型は「製品マスター」を「複写して販売する」ものではないので「自社利用目的のソフトウェア」の位置づけとなっている。このため、市場販売目的の区分については、「第三者から収益を得る目的で開発されたソフトウェア」と定義すべき。

※ 研究開発費等に係る会計基準においては、ソフトウェアは「受注製作」「市場販売目的」「自社利用」のいずれかに分類され、税法においても準拠。例えば、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」は、原本をクラウド等に保存し、インターネットを通じて顧客にアクセスさせるため、「製品マスター」を「複写して販売する」ものとは言えず「自社利用のソフトウェア」に区分される。しかし、「クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェア」に関する研究開発費は、実態上は「市場販売目的のソフトウェア」の研究開発費と同様であるように、**実態と整理が乖離している例が見られることから、区分の仕方や区分整理そのものを会計基準からも見直すべき**

研究開発税制の見直しとイノベーションの実装④

● 繰越税額控除・還付付き税額控除制度の創設＜法人税＞

- OECDのモデルルールを参考に控除限度超過額の繰越制度を創設すべき。また、赤字決算が一定期間継続した場合、試験研究費の税額控除分の現金等による還付も可能とする※

※OECDのBEPSの第二の柱に関するモデルルールによれば、4年以内に税金から控除ができない場合、現金または現金同等物を還付するような制度設計（Refundable tax credit）が提案されている（OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project"Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)",2021年12月）。

● 人材育成・確保に向けた優遇制度＜法人税＞

- 修士号・博士号を取得したAI人材や研究開発人材に対する一定期間における給与の全額を、**赤字繰延特例も含めて税額控除**
- 外国の若手人材をAI人材や研究開発人材として確保するために来日させる場合、**一定期間における給与の全額を税額控除**

● 制度の恒久化

- 日本の研究開発費の伸び率は依然として他国に比べて低く、研究開発投資を拡大させていくためには、時限措置である研究開発税制を恒久化すべき

● 企業における保守的な税務実務の改革

- 税務処理の妥当性を積極的に当局と協議する米国と比較し、日本企業は否認のリスクを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

ソフトウェア投資を促す税制

趣旨

- 依然として日本企業のDX化はグローバル水準に達しておらず、日本全体の生産性向上に向け、特に中小企業は早急な対策が必要。ソフトウェア投資を抜本的に促進すべき。
- このほか、サイバー攻撃も増加の一途をたどっており、特に、クラウドサービスへのサイバー攻撃も急増。こうした状況を踏まえ、**DX促進と同時に高い水準でのサイバーセキュリティ強化を強く推進していくべき**

具体策

- **ソフトウェア投資に対して取得価額以上の減価償却を認めるハイパー償却税制を日本で導入。生産性の大幅な向上が見込めるソフトウェアに投資した場合、取得価額の200%程度の減価償却を可能にする** <法人税>

cf. 2019年度までイタリアで導入されていたハイパー償却税制では、「インダストリー4.0計画」の対象となる企業のデジタル開発に関連してイタリアの製造施設で使用する有形資産への投資に対して、250万ユーロまでの投資の場合、170%の割合で適用されていた。

- 中小企業が少額の減価償却資産を取得する場合、現行制度ではその取得価額が1件あたり30万円、合計300万円までの即時償却が可能となっている。無形のソフトウェアについては上記のハイパー償却税制を活用することとし、**企業がDX化を進めるうえで欠かせないPCなど有形の減価償却資産については、即時償却可能額を引き上げるべき**。また、中小企業以外の企業については、即時償却可能な取得価額が1件当たり10万円未満となっているところ、こちらも併せて引き上げるべき <法人税>
- DX投資促進税制を復活させ、従前求められていた各種認定要件を簡素化 <法人税>
 - 特にサイバーセキュリティ対策に関するDX投資促進については、**ハードウェア・ソフトウェア等の整備計画の策定を要件として整備費用の税額控除率又は特別償却率の上乗せを検討**

賃上げ促進税制の改善

趣旨

- インフレ下において成長と分配の好循環を持続させるためには、あらゆる企業の賃上げが欠かせないため、賃上げ促進税制強化による後押しが不可欠。ただ、制度の利用には細かい要件が多く、賃上げ要件を満たしていても実際に利用するにはハードルが高いケースがあり、かえって積極的な賃上げのインセンティブを削いでしまう恐れがある。

具体策

①適用要件の見直し〈法人税〉

- 継続的な賃上げを約束するマルチステークホルダー方針の公表・届出が一部の大企業・中堅企業に求められている。事業活動等の状況から継続的な賃上げを約束することが困難な企業にとってはかえって賃上げ意欲を失いかねないため、同方針の公表・届出を廃止。
- 年俸制の場合、賞与が出ない年には、ベースの年俸が上がっていても、賃上げ促進税制の適用を受けられなくなってしまう。多様な給与制度を前提にした税制を検討すべき。

②上乗せ加算の見直し〈法人税〉

- 「くるみん認定」「えるぼし認定」による税額控除分の上乗せ加算について、厚労省の認定手続きにハードルの高さを感じる企業があり、手続きを簡素化すべき。このほか、障害者雇用促進の観点からは、障害者雇用支援の上乗せ要件を加えるべき（障害者雇用の質の向上に資する取り組み（高い職場定着率や多様なキャリアの提供）を行う企業に対し税額控除率を上乗せ等）。
- また、地方において、よりハイスキル人材の育成・定着を図る必要性があることから、地方の従業員のリスクリングに取り組む企業が、賃上げ促進税制を活用する場合に、教育訓練費の上乗せ要件による税額控除率をさらに引き上げるべき。

③控除限度超過額の繰り越し〈法人税〉

- 控除限度超過額の繰り越しについては、大法人・中堅法人にも認められるべき。

税制のインフレ対応（各種閾値・範囲の見直し）

趣旨

- インフレ経済となる一方、各種税制の閾値や対象範囲が長年据え置かれているので、**事実上の増税になっているケース**があり、インフレに応じた改正に向けて各種税制を見直すべきである。

具 体 策

①中小法人が支出した交際費は定額控除限度額（800万円）まで全額を損金算入することが可能となっている。また1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く）については1万円以下であれば全額損金参入可能となっている。しかし、インフレ下においてはすぐ消化してしまうとの声が強い。交際費は事業活動を行ううえで不可欠な経費であり、インフレによる政策効果の抑制を防ぐため、適用期限の恒久化をするとともに、**全額損金算入可能な定額控除限度額や1人当たり飲食費（社内飲食費を除く）の大幅な引き上げをすべき**＜法人税＞

②中小企業の少額減価償却資産の特例の基準額を引き上げるべき（p16参照）＜法人税＞

③**課税しない経済的利益の閾値引上げ**＜所得税＞

一定の現物支給の給与等については課税されないが、その閾値が長年据え置かれている。例えば、従業員等に支給する食事代が給与として課税されないのは1か月あたり3,500円以下（税抜）の場合となっている。昨今のインフレ、価格水準を反映するとともに、現物支給を含めた賃上げの確保の観点から、役員のみを対象としない全従業員への公平な提供を条件に、非課税又は閾値の大幅な引上げを検討すべき

④**報酬等の支払いを受ける者が個人の場合の源泉徴収対象範囲の現代化・明確化**＜所得税＞

源泉徴収の対象については、原稿料・講演料等、弁護士・公認会計士・司法書士等資格保有者に支払う報酬、プロ野球選手やモデルに支払う報酬など、8項目が限定列挙されているが、YouTuberへの報酬など、判断に迷う事例が出てきており、源泉徴収の対象の現代化と明確化をすべき

地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制①

趣旨

- 現状、**地方税の税目・税率**が法律で具体的に定められており、地方の**自由度は乏しい**（※）ため、**財政構造の硬直化**の一因に

※地方税は、地方税法で税目が定められるとともに、税率が一律に又は一定の幅を持って定められている税目が基本となっており、こうした制限がない税目は限定的。また、地方税法に定めのない税目については、新設に当たり国への協議等が必要

- **地方自治体間の改革競争**を促し、**頑張った地方自治体が報われる社会を実現**
- **地方創生・二拠点居住の推進**や災害対応時の住居等の観点から、**移動型施設（トレーラーハウス等）が重要**だが、**トレーラーハウス、コンテナハウスの税制上の取扱いがバラバラ**となっている、**法定耐用年数が長すぎる**といった問題があり、**普及の足かせ**となっている。

具体策

- **法人税、所得税の課税権を一部地方へ委譲、地方がより自由に税目・税率を決定できるよう地方税法を見直す等、国税と地方税の基本的な構造の見直しを検討**
- **ふるさと納税制度は、地方自治体が自ら財源を集め、地域振興を図るための重要な手段**。制度に対する**過度の制限には強く反対**＜所得税＞
- **企業版ふるさと納税制度**についても、**地方自治体と民間企業が連携して地域振興（二地域居住の推進等）を図る上で重要**であり、**制度の恒久化と同時に、より使いやすくする制度見直し**（寄附額上限の撤廃、本社所在地への寄附を可能とする、寄附を行う企業への経済的リターンの禁止について対象をいたずらに拡大解釈しない等）を行う＜法人税＞

地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制②

具体策

- **トレーラーハウスの税制上の位置付けに係る運用・当てはめ**が地域ごとにバラバラとならないよう、**国としての統一見解**を示す。また、同時に、**コンテナハウス**について、**二拠点居住の促進に資する場合等**一定の場合には、**法定耐用年数を短縮化**＜自動車税、固定資産税＞

海外から国内（地方）への投資誘導

趣旨

- 日本企業は、これまで国内で得た利益の多くを**海外に投資**してきた。他方で、**国内、とりわけ地方への投資は十分なされてきておらず**、これが**地方の衰退の大きな原因**
- 前述（p19）のとおり、**地方自治体間の改革競争**を促すこと（**パイを巡る競争**）が必要だが、これと同時に、**国全体として海外への投資を国内、とりわけ地方に誘導**していくこと（**パイ自体の拡大**）も必要
- こうして形成された**地方拠点が効果的に機能**するため、同時に**当該地域への移住**を強力に後押し

具体策

- **海外資産を売却**し、当該売却額を**国内投資に充てた場合**、資産の**売却益相当額を非課税**とする　＜法人税＞
- **上記の国内投資**が東京23区以外の**地方拠点への本社機能立地に充てられる場合**、現行の**地方拠点強化税制（移転型）**を更に拡充した**税制上の恩典**を適用（拡充分：国の減収補填措置の**減税率上限引上げ、減税期間の延長、対象税目の追加**）（p55参照）　＜固定資産税、法人事業税、法人住民税、不動産取得税＞
- **上記の税制上の恩典の対象となる地方自治体**において、同時に**個人の地方移住応援税制**（地方自治体が**地方移住者を対象**に不動産取得税、固定資産税等の**減免をした場合の減収補填措置**及びこれと**連動した所得税控除の拡大**）を適用可能とする（p56参照）　＜不動産取得税、固定資産税、住民税、所得税＞

Chapter 02

スタートアップ支援 / 生産性向上

スタートアップ支援に資する制度改善①

- 研究開発型スタートアップなどはIPOまでの年数が長期化しており、IPOまでの年数は10年を超えるケースが過半となっている。また、東証グロース市場の上場維持基準が引き上げられる方向性が示されているなか、**上場前のミドル・レイター企業へのリスクマネー供給や重要な政策課題になってきている。**
- **スタートアップの成長には事業会社とのオープンイノベーションが重要。**オープンイノベーション促進税制の新規出資型においては、出資後毎年行われる継続審査で確認されるオープンイノベーション要件について、予見可能性が低く、少しでも計画通りにいっていないと判断されれば所得控除分を返金（益金参入）する必要がある。M&A型でも成長要件を満たさないと所得控除分の一括取戻しとなり、どちらも**出資企業側に慎重な判断を求める内容となっている。**加えて、スタートアップや投資家の出口の多様化がより一層必要となっている観点から、その多様な連携の在り方を踏まえて、現行のM&A型にて措置されていない類型を対象とすることが有効である。またリスクマネー供給を促すうえで、どちらの型でも、同税制対象となる出資額の下限が高いという指摘がある。このほか、J-Kiss型新株予約権の行使が同税制の適用対象外となっている。
- 現金保有の限定的なスタートアップにとって、ストックオプションは従業員報酬として高度人材を獲得するための重要な手段。税制適格要件を柔軟に見直していくことが次世代の日本の主要産業を担うスタートアップの育成につながる。このほか、RS、RSU等の現物株式を報酬として受け取る者は、権利確定時には給与所得として課税され、株式売却時には譲渡所得として課税されるため、メリットが感じられにくい。

スタートアップ支援に資する制度改善②

【エンジェル税制】 <所得税>

- エンジェル税制の投資対象となる企業の設立年数が10年未満や5年未満となっているところ、**15年未満まで引き上げる**べき。
- 有償新株予約権への投資もエンジェル税制の対象だが、税制適用の時期を個人投資家が権利行使によって株式に転換した時ではなく、新株予約権を取得した時に変更すべき

【オープンイノベーション促進税制】 <法人税>

- **同税制の所得控除割合を25%から50%に引き上げて恒久化**するとともに、**継続審査を簡素化**する。
- 新規出資型においては所得控除分の一括取戻しとなるオープンイノベーション要件を緩和し、**継続審査で極力出資者・スタートアップ企業側に負担のない仕組みを検討**する。1000万円以上となっている中小企業向け出資の下限額を引き下げる。
- M&A型においては所得控除分の一括取戻しとなる成長要件の期限である「5年以内」を延長するほか、発行済株式取得に対する所得控除について、株式取得下限額を引き下げる。また、**吸収合併や50%以下の発行済株式取得などの現行のM&A型にて措置されていない取引を適用対象行為とする**。
- J-Kiss型新株予約権の取得時に一定の金銭を払い込んでいれば、権利行使時の払い込みが少額であっても、同税制の適用を可能とするよう検討

【ストックオプション税制・RS/RSU等】 <所得税>

- 現状最大3000万円となっている権利行使限度額を撤廃する。
- 役員・従業員が現物株式で報酬を受け取る場合に、**権利確定時には給与所得として認識せず、株式売却時に譲渡所得としてのみ課税する特例措置**（企業ごとの選択制）を講じるべき。

社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し

趣旨

- 日本に山積する社会課題を解決していく上で、革新的な技術・サービスで社会課題に挑戦する「**社会的企業**」の育成・支援体制の整備が重要
- 個人から社会的企業への資金の流れには「**インパクト投資**」や「**寄附**」等があるが、いずれも税制優遇などのインセンティブを強化することで、**社会的課題解決に向けた新たな資金の流れをより太くすることが可能**となる

具体策

- **高い社会的インパクトを生み出す事業**について、一定の基準により当該**事業を認証する制度**を整備。当該認証を受けた事業について、**税制上のメリットを検討**する〈法人税〉
- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設**し、スタートアップ企業の上記**認証を受けた事業への投資**について、優遇措置を拡充（優遇措置Aの控除上限の緩和、優遇措置Bに所得控除を追加 等）〈所得税〉
- **寄附税制について、繰越控除を可能とする**（米仏独では5年以上の繰越控除が可能）〈所得税〉

多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し①

趣旨

- 働き方が大きく変わっていく中で、**終身雇用を助長したり、労働市場の流動性を阻害したりする制度は個人の働く自由度を損ね、時代遅れ**となっている。
- 労働市場の流動性をさらに高め、必要とされる人材を市場に送り出していくためには**リスキリングによる能力向上支援が重要**になるが、それに対応する既存制度の実効性を高める必要がある。

具体策

- ① **退職所得課税の見直し**：勤続20年を境に、勤続1年当たりの退職所得課税にかかる控除額が70万円に増額される点は長期勤務へのインセンティブを高め、労働移動の円滑化を阻害しており、見直すべき<所得税>
- ② **「年収の壁」が生じないような配偶者控除等の見直し**：配偶者控除等は「160万円の壁」・「201万円の壁」を生じさせており、**労働供給の制約**となっているため、制度設計を見直すべき<所得税>
- ③ **特定支出控除の対象額拡大・利便性向上**：現在、特定支出控除の対象は特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分とされているが、この閾値を引き下げ、特定支出控除の対象となる額を拡大する。また、給与支払者の証明を原則不要とするなど手続きを簡素化する<所得税>

多様な働き方の促進・労働供給力強化に向けた税制見直し②

趣旨

- 2024年11月にフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されるなど、働き方の多様化が進展する中、個人がフリーランスとして安定的に経営したり業務を受託したりできるよう、税制も変えていくべきである。
- 最低賃金が引き上げられるなか、スキマ時間の活用等による副業が増加している。他方、所得税法上の源泉徴収税額の各種閾値が硬直的※で、副業従事者への支払いに係る雇用主の報告等の負担が増大している。負担を軽減することで、副業従事者が働きたくても働けない、という「働く壁」をなくしていくべき

※例えば、源泉徴収税額表のうち、日額表の丙欄の源泉所得税額が発生し始める金額は9300円からだが、これは国税庁サイトから現状確認しうる限り10年以上前から変更されていない

具体策

①フリーランス（個人事業主）の損失繰越制度を法人並みに（3年を10年に） <所得税>

②副業従事者への支払いに係る雇用主の事務負担軽減を図るため、

- ・ 副業で採用される支払い形態に応じて、源泉徴収税額表において源泉所得税が発生し始める金額の引き上げを行う
- ・ 副業の支払い形態に応じて非課税交通費に係る規定の整備をする。具体的には、日雇い募集時に設定した交通費として固定額を支払ったとしてもその限度額未満であれば非課税所得と取り扱いができるようにする
- ・ 退職者の給与支払報告書等の提出義務が発生する金額も引き上げる <所得税>

企業からの教育投資を促す税制の拡充①

趣旨

- 社会全体の生産性の向上に向け、問題解決・社会実装力を兼ね備える**アントレプレナーシップ**を持つ人材や、**ハイレベルのスキルを有する人材の育成を進めることが必要**。このためには民間企業が教育に積極的に関与できる体制を構築することが重要
- さらに、企業からの継続的な教育投資を促すには、企業・社員が**リカレント教育に取り組みやすく、また、企業が大学運営に関与しやすい税制とする必要**がある。

具体策

- リカレント教育等活性化に向けて**リカレント教育支援税制を創設し、社員が大学院等で学び直しをする際の費用や大学とのPBL共同プログラムの開発費用**を企業が負担した場合、その金額を**法人税額から控除可能**とする〈法人税〉
- **賃上げ促進税制**における教育訓練費増加要件について、**企業から大学への寄附講座に要した費用も算入対象**とする。また、教育訓練費の増加率に応じて控除率を段階的に引き上げる。〈法人税〉
- **企業版ふるさと納税制度**はアントレプレナーシップ教育等の振興手段としても重要。**制度の期限延長又は恒久化**と同時に、**より使いやすくする制度見直し**（寄附額上限の撤廃、本社所在地への寄附を可能とする、寄附を行う企業への経済的リターンの禁止について対象をいたずらに拡大解釈しない等）を行う（再掲）〈法人税〉

企業からの教育投資を促す税制の拡充②

具体策

- 現状、大学、高等専門学校、一定の専修学校を新設する「学校法人設立準備法人」に対して企業が支出する寄附金について、一定の要件を満たせば個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能であるが、**「運営」段階における寄附金、大学等の学校を設置・運営する「株式会社」に対する寄附金もこの対象とする** <法人税>

国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し①

趣旨

- 日本で「**次世代のGAFAM**」となるイノベーション・カンパニーを生み出し、新産業主導の経済成長を促すには、優秀な人材の海外流出を防ぐとともに海外から多様な人材を集める必要がある。しかし、**世界的な人材獲得競争の中、各国が高度外国人材等に対し税制優遇等の施策をとる一方で、日本は競争に劣後**

※韓国は外国人技術者の勤労所得に対して、5年間に及ぶ50%の所得税減免措置等を導入。また、大統領令で定める特定分野（素材、部品、装備関連）は最初の3年間は70%、その後2年間は50%の所得税減免措置（後者については、2022年以前に雇用が始まった者のみ）。

※台湾は外国籍特定専門人材の給与所得が300万台湾ドル（約1,450万円）を超過した場合、当該超過分の半額を5年間個人所得税の課税総額から控除

- **相続税や贈与税を課せられる外国人の課税範囲が広く、資産を有する高度外国人材が来日する際の支障となっている**
- **外国人材の労働環境・生活環境を改善し、企業への定着、各企業内における日本人職員との共生や各地域における共生を推進する必要**。外国人（および日本人）の共生のため支出した費用負担を軽減し、共生の取組みを支援すべき

具体策

- 高度外国人材を呼び込むためには、**そもそも所得税の税率自体の引下げ、累進性の緩和が必要**（再掲） <所得税>
- これに加え、**高度人材を対象とした在留資格（高度専門職など）を有する外国人については、海外の所得税率や優遇措置の水準を踏まえ、一定の期間、大幅に所得税の減免措置を導入** <所得税>

国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し②

具体策

- **相続税・贈与税の課税対象たる外国人（被相続者・贈与者）は、過去10年間で5年超、入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者・日本人の配偶者等など）を保有して日本に居住していた外国人に限定。**同様に、相続税・贈与税の納付義務者（相続人・受贈者）となる外国人も、同在留資格を保有して日本に居住する外国人に限定 **<相続税・贈与税>**

※国外転出時課税制度の対象となり得る者と同じ形。これにより、従来相続税等の課税対象たる被相続者等となっていた外国人のうち、入管法別表第一の上欄の在留資格（高度専門職など）を有して日本に居住していた外国人や、過去10年間で5年以下の期間のみ同表第二の上欄の在留資格（永住者・日本人の配偶者等など）を有して日本に居住していた外国人については、相続税・贈与税の課税対象から外れることになる。

- **外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組**（以下のような取組）を行っている企業を認定し、法人税の優遇措置（p59～60参照） **<法人税>**
 - 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施

※地方の企業に対し優遇措置を強化することで、地方への外国人材誘導も可能となる

- 個人が自ら**外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用**（言語習得費用等）について、所得税の特定支出控除の対象に **<p61参照> <所得税>**

中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備

趣旨

- 累次の電子帳簿保存法の改正により、取引エビデンスや帳簿の「保存」については事業者がデジタル化に取り組みやすい法制となったが、**税法全体はあくまで紙が原則**とされている
- 中小企業・小規模事業者の経営力強化のためには、経営実態を簡単・タイムリーに把握するため、「保存」に加えて、① デジタルツールを活用した記帳・帳簿作成、② 税務の電子申告の一層の推進が必要
- **現行の青色申告は、戦後に複式簿記をつけるのが難しかった時代にできた制度**であり、利用率は、法人はほぼ100%と既にスタンダード。一方、個人事業主は5～6割で停滞。複式簿記へのインセンティブよりも、税を起点に事業者のデジタル化を大胆に促すインセンティブが必要
- 業務やシステムを跨いで受発注から仕訳の自動作成まで、社会全体でのデータ連携を目指すには、全取引先と請求書の電子発行・送達方法を合意するよりも、**まず小規模事業者でも取り組みやすい「自社でできるデジタル化」にフォーカス**し、請求書受領から帳簿付けという日々の業務におけるデジタル化促進が必要

具体策

- 自社内で、受領した請求書を仕訳と紐づけてデジタル保存し、システムで簡単に帳簿付けを行うことで、事業者の経営データを可視化し、税理士や銀行等のサポートも受けやすくするため、**法人・個人事業主（特に新設開業者）を対象として税務上のインセンティブ付きの「スマート青色申告」**(仮称)新設 <法人税・所得税>
- その適用要件として、① 日々の記帳と帳簿保存でデジタルツールを活用し（仕訳と証憑を紐づけたデジタル記帳、履歴の残る優良電子帳簿保存など）、② e-Taxで税務申告を行うこととすることで、事業者の正確で効率的な税務コンプライアンスを後押しする
- スマート青色申告のインセンティブ：中小企業者向けの各種租税特別措置の利用、スマート青色申告特別控除の創設、純損失の繰越期間（個人事業主向けは現行3年間）の延長等

デジタルシームレス実現に向けたインボイスの活用

趣旨

- OECD「税務行政3.0」(2020)は、税務当局やデジタルプラットフォーム等民間が協力することで、リアルタイムで課税関係を確定でき、納税プロセスを透明性や信頼性の高いものにできると指摘。**日本政府も統一規格のデータやソフト間のAPI連携が普及し多くの事業者がデータ連携を行う「デジタルシームレスの構築」を中長期的な取り組み課題としている。**
- **デジタルシームレス実現に向け、インボイスを活用し、さらなる社会のDX化、経済全体の効率化を目指すべき。**JP PINTに基づくデジタルインボイスを導入すれば、請求書類の作成から取引先との送受信までオンライン完結でき、社会全体として請求業務の効率化が図られるうえ、支払サイクルの早期化や正確性向上が期待できる。
- 一方で、仕入等の取引先とのやりとりとは異なり、従業員の立替経費精算では、POSレジ・クレジットカード等のデータ連携において税率や適格請求書発行事業者番号等の項目が連携できないため、現状では、基本的に**レシート等のインボイスの保存が必要となる。**従業員が現金や私用のクレジットカード等を用いて出張旅費を立替経費精算する場合には、出張旅費等特例として、社会通念の範囲内でインボイス保存が不要で仕入税額控除が可能とされているが、**従業員が法人カードでキャッシュレス決済をした場合には、会社間取引となるため特例が適用されずインボイス保存が必要であり、経理業務が煩雑になっている。**

具体策

- **社会全体でデジタルインボイスが定着するように政府が率先すべき。**具体的には、政府は、「●年までに公共調達においてデジタルインボイスで受け取る」といったデジタルインボイス普及のためのロードマップを示すべき。
- 消費税に係る不正行為防止に留意しながら、企業の経理業務の事務負担を減らすため、キャッシュレス明細等の決済データが保存されていることを前提に、従業員の決済手法（私用クレジットカードなのか、法人カードなのか等）に関わらず、例えば企業が内部統制上も許容できる「1万円未満」等の一定の金額の範囲内において、**法人カードによる支払も出張旅費等特例の対象とするべき。**

Chapter 03

国内産業の競争力強化

企業組織の再編を阻害しない法人課税体系①

- **法人税**には、企業グループ全体で損益通算して税額を計算した上で、個別法人単位で税務申告・納税を行う「**グループ通算制度**」（適用は選択制）が導入されている。
- この制度は、本来**グループ全体の組織形態に中立的な税制**とすることで、**企業グループの戦略的再編**を促し、**競争力を高めようとするもの**であったが、日本の場合、
 - ①**対象が100%の支配関係にある法人のみ**に限られている
 - ②**地方の法人課税**（法人住民税（法人税割）、法人事業税（所得割））については**グループ通算制度の対象外**

といった制約があることから、**企業グループの柔軟な再編の阻害要因**となっており※、日本企業の競争力強化に当たり課題となっている。

※例えば、先端AIの開発にあたり、豊富なデータを有する企業と先端技術を有する企業との間で戦略的パートナーシップ・JVの設立等が考えられるが、税務上の制約から二の足を踏む可能性がある。他にも、一部事業のカーブアウトに当たり、カーブアウト後に当面赤字となることが見込まれる段階では、特に地方税において企業グループ全体の税務メリットが喪失することが阻害要因となる可能性がある。

- 株式交付制度を利用した株式対価M&Aで、対価の20%までであれば株式ではなく金銭を活用しても、対象会社株主が株式譲渡益の課税繰り延べを受けられるが、20%を超える現金二重も相応にある
- グループ内再編において、最終的な再編後の姿が同じ場合であっても、再編の具体的な手法（会社分割、株式交換、株式移転）により税制適格要件を満たすか否かが異なる場合がある
- リース会計基準の改正により、オペレーティングリース取引の会計処理がファイナンスリース取引と同様に資産・負債両建ての処理となる。一方、税務上は賃貸借取引の扱いのままであり、確実に税務調整が発生するため、金額の集計処理が煩雑となっている。

企業組織の再編を阻害しない法人課税体系②

具体策

- グループ通算制度の仕組みを以下のように見直す。これにより、状況に応じた企業グループの柔軟な再編を促し、イノベーションの促進、競争力の強化に寄与 ＜法人税、法人住民税、法人事業税＞
 - ・ **グループ通算制度の適用対象を80%以上の支配関係のある企業まで拡大**（アメリカ並み）
 - ・ **法人税でグループ通算制度の適用を受けている法人については、地方の法人課税についても同様にグループ全体で損益通算を行った所得を基に税額計算**
- M&Aの対象会社株主が株式譲渡益の課税繰り延べを受けられる条件として、金銭と株式の混合対価のM&Aにおける金銭の20%上限の引き上げ ＜法人税＞
- 再編の具体的な手法に応じ、税制適格の対象を拡大する方向でそれぞれの整合性を検討すべき ＜法人税＞
- 税会一致の観点から、オペレーティングリース取引の会計基準の変更に税務処理もあわせるよう、法人税法の改正をすべき ＜法人税＞

暗号資産税制①

趣旨

- Web3市場が急速に拡大する中、現行規制や税制が足枷となり、有望なWeb3企業が国外流出。**Web3企業の流出が続けば、日本がWeb3市場から取り残される恐れ**
- スタートアップ支援を含むWeb3ビジネス振興の観点からも、**トークンエコノミーの市場形成・発展を促進するための対応を急ぐべき**

具体策

- 所得税一般
 - **暗号資産の取引から生じる利益について申告分離課税（一律20%）の対象とするとともに、損失について、暗号資産に係る所得金額からの繰越控除を認めるよう早急に実施すべき**
 - 暗号資産デリバティブ取引から生じる利益についても、申告分離課税を認めるべき
- 資産課税（相続税）
 - 暗号資産の相続税評価額について、相続開始日の最終価格（時価）のほか、**相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とすることを認めるべき**
 - 相続暗号資産を譲渡する場合について、相続株式の譲渡所得等に認められる「取得費の特例※」の対象とすべき

※相続により取得した株式等の財産を一定期間内に譲渡した場合、相続税額の一部を取得費に加算して譲渡所得を計算することで税額を軽減できる措置（租税特別措置法第39条）
- 暗号資産同士の交換
 - 暗号資産取引の際に生じる損益への課税については、暗号資産同士を交換する都度のタイミングではなく、**保有する暗号資産を法定通貨に交換する際にまとめて行われるよう見直すべき**

- 寄附税制
 - 暗号資産を贈与（寄付）等する場合について、一律に所得税法第40条（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）を適用することをやめ、同法第59条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）や租税特別措置法第40条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）を適用するなど、暗号資産による寄附を阻害しない税制とすべき
- （参考）税制以外の要望
 - 暗号資産を特定資産に加え、ETFでの取扱を可能とすべき
 - 一律2倍とされている暗号資産に係るレバレッジの倍率※について、リスクに柔軟に対応できるよう、暗号資産の種類ごとの設定等が可能な制度にすべき。

※個人顧客に対する「約定時必要預託額」と「維持必要預託額」について、取引額に100の50を乗じて得た額とされている（金融商品取引業等に関する内閣府令117条41項・42項）

越境経済への適応①（法人税、所得税）

- **法人税** ➤ **海外デジタルプラットフォーム**については、日本法人から海外親会社等へ知的財産権等使用料支払等の形で収益移転することで、**日本における税負担を意図的に減少させているとの指摘**がある。しかし、これらの中には合同会社形態を取っている法人も多く、**納税状況を含め、外部から実態を窺い知ることが困難**。また、こうした課題に対処するため、国際的に**BEPS2.0**（いわゆる「二本の柱」）の取組が進められているが、**完全実施に必要となる多国間条約が発効しておらず、道半ば**の状況
 - 日本国内でグループ通算制度の適用を受けている場合において、企業グループ内の**通算税効果額（損益通算等相当額）**は、BEPS2.0の「第二の柱」（GloBE所得合算ルール）の適用に当たり、**対象租税額の対象外となり軽課税国にある子会社等の実効税率計算に当たって考慮されない**ため、事実上**二重課税**の状態となっている
- **所得税** ➤ 国内事業者による**海外子法人のIT開発業務委託に関する支払い**について、**租税条約上、「技術上の役務に対する料金」と位置付け**られている国がある（インド等）。結果として、国内事業者による源泉徴収支払と日本の税務署から海外子法人への税金還付が発生しており、**事務手続が各関係者の負担**となっている。また、日本と租税条約の締結がない国もあり、そうした国に日本企業が進出した場合、所得税等の二重課税の解消・調整が煩雑化する可能性がある
 - 場所にとらわれない働き方が進む中、優秀な人材の獲得に向け、国内外を問わない人材配置も可能となる中、**海外居住者がリモートで日本法人に勤務する場合、両国で所得税の納税義務が発生する可能性**あり

越境経済への適応①（法人税、所得税）

具体策

- **法人税**
 - 政府において、「**理論的に徴収されるはずの課税額**」と「**実際の課税額**」の差額（**タックスギャップ**）を推計・公表の上、一定の海外デジタルプラットフォーム等に対し決算と法人税納税状況の公表を義務付ける等、対応を検討
 - **BEPS2.0の完全実施**に必要となる**多国間条約の発効、国内法令の整備**に向け、**実務的な課題に配慮しつつ着実に取組**を実施
 - グループ通算制度の適用を受けた場合における**企業グループ内の通算税効果額**を、**BEPS2.0の「第二の柱」（GloBE所得合算ルール）**の適用に当たり、**対象租税額に含めることにより軽課税国にある子会社等の被配分当期対象租税額の対象とし、二重課税排除の措置を手当する**
- **所得税**
 - **海外子法人への開発業務委託への課税**が「**技術上の役務に対する課税**」に位置付けられている国の**租税条約**については、これを「**事業所得に対する課税**」と位置づけ、**源泉徴収や還付に係る事務手続を不要**とすべき。このほか、租税条約のない国との条約締結を進める。
 - **海外居住者が日本法人にリモート勤務する場合の国際課税関係を明確化**し、所得税の**二重課税を排除**

越境経済への適応②（消費税）

趣旨

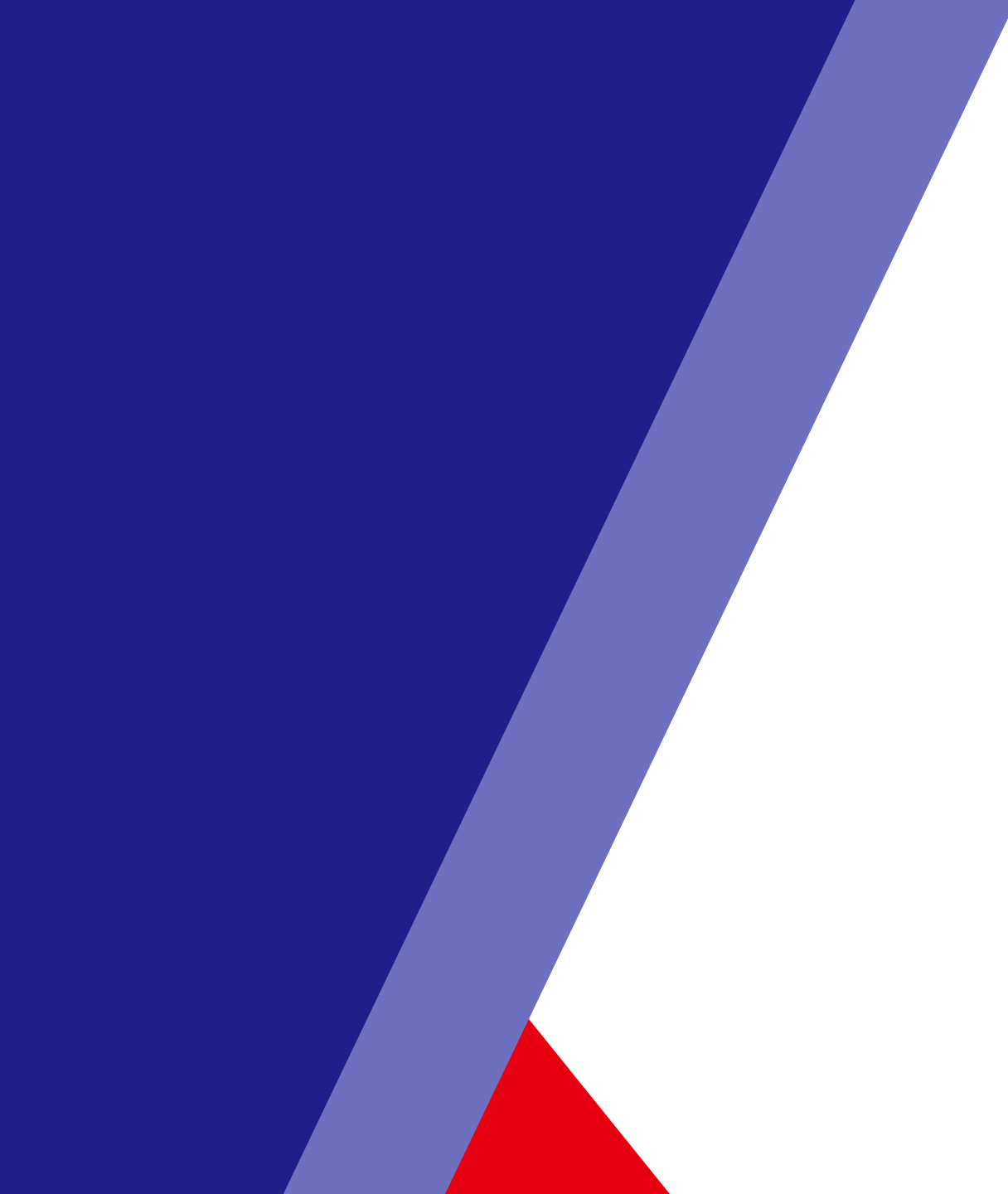
- **消費税** ➤ 海外プラットフォームを経由した**価格の安い物販の輸入**が増加している。事業者は**少額輸入貨物の免税（課税価格1万円以下）**や、**個人の輸入取引の場合、同じ商品価格であっても、国内取引より課税額が低くなる仕組み**を活用していると指摘され、国内事業者との**競争条件が整合的ではない**
 - **インバウンド観光客の増加**に伴い、観光地を中心に地域住民や各種生活インフラにも負担。こうした負担を**インバウンド観光客にも適切に分担**していただく必要

具体策

- **消費税** ➤ 国内事業者とのイコールフットィングを図るため、**少額輸入貨物の免税及び輸入取引にかかる課税価格**について、消費者や国内外のプラットフォームへの影響を勘案しつつ※、**見直し**を実施

※システム改修や消費者・物流事業者への周知徹底のため、十分な移行期間（例：少なくとも24か月）を確保すること。また、導入プロセスはプラットフォーム事業者と政府の緊密な協議を通じて決定すること。加えて、効率的かつ事業者負担を最小化するためにも税関DXを加速し、二重課税（例：チェックアウト時と通関時の双方で輸入消費税が課されること）を回避すること

- **インバウンド観光客に対する消費税免税措置、国際観光旅客税等の見直し**



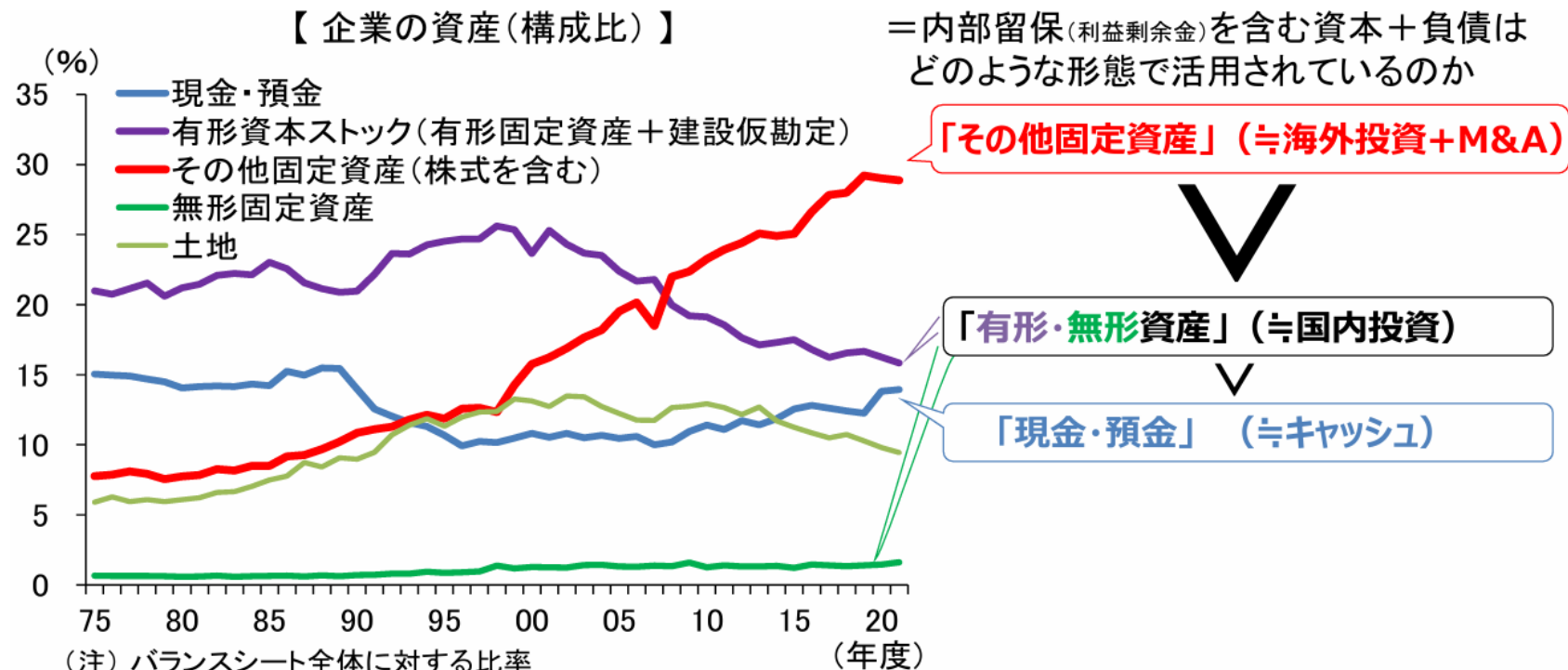
Appendix



企業の内部留保の活用の実態

(p8 法人税・所得税・相続税の税率引下げ関係)

- 企業の内部留保、すなわち利益剰余金は、企業活動により積み上がった損益の累計であり、増えていくのが正常。また、当該内部留保は、将来に向けて最も有効な形で活用（投資）されることが通常であり、決して死蔵されているわけではない。
- その上で、日本企業、特に大企業は、国内投資よりも海外投資の方が見込み投資効果が高いとの判断から、国内投資に比べても海外投資を増やしてきた実情。これは一企業としては合理的な行動であるものの、日本国内、特に地方の観点からは、成長の原資を失うこととなり、地方の衰退を招くとともに、それがさらなる国内投資の低調さにつながるという悪循環に



(出所：第11回新機軸部会（2023年1月27日）資料3「門間一夫氏提出資料」より抜粋・一部加工）

1

(出典) 経済産業省・経済産業政策新機軸部会第3次中間整理 参考資料集（2024年6月）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/20240607_3.pdf

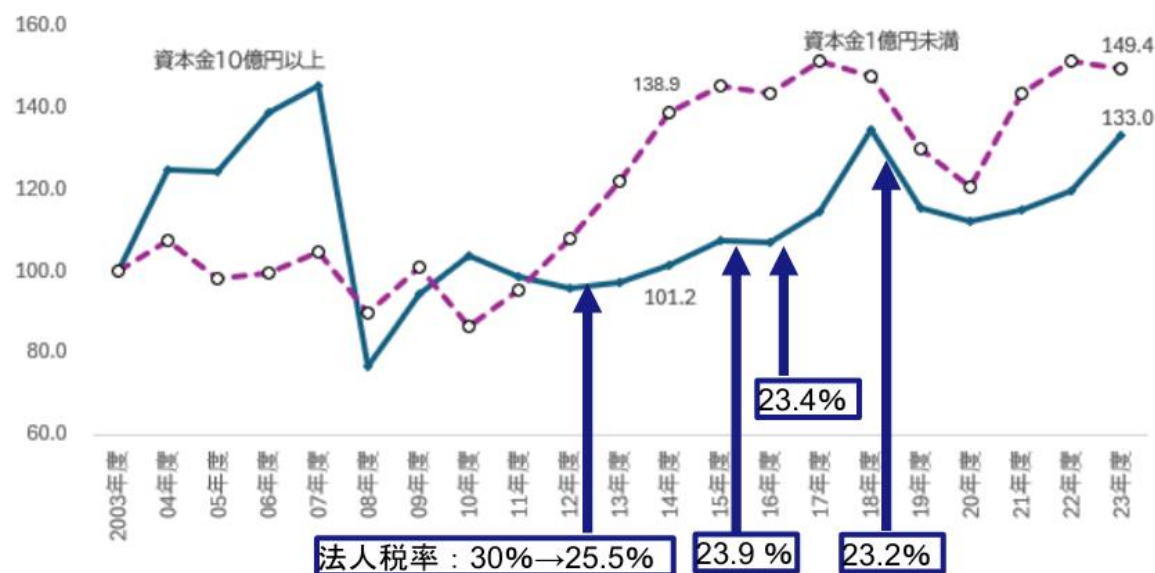
国内設備投資は20年間で3割増

(p8 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

□リーマンショックやコロナ禍など危機がありつつも、国内設備投資は景気回復とともに緩やかな右肩上がり。2003～23年で法人税率が4度引き下げられたが、国内設備投資は約3割増加した。

□企業全体の設備投資のうち海外への投資比率は2010年代以降、おおむね3割程度で横ばい推移。設備投資額全体では近年、バブル期並みの水準に到達。

大企業(資本金 10 億円以上)と中小企業(資本金 1 億円未満)の国内設備投資額推移
(ソフトウェア除く、2003 年度=100)



(出所)財務省「法人企業統計調査」データを基に第一生命経済研究所作成

出所：第一生命経済研究所「我が国の法人税率は低いのか？～法人税率の適切な検討への期待～」

(2024年12月24日) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/403639.html>

政策投資銀行「2024年度設備投資計画調査」(2024年8月6日)

https://www.dbj.jp/pdf/investigate/equip/national/2024_full.pdf

財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会 事務局資料 (2023年10月11日)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20231011/02.pdf

海外投資比率の推移 (全産業)

年度	海外投資増減率		海外投資比率(単体)		海外投資比率(連結)	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
2010	35.1	18.9	25.1	23.4	—	19.4
2011	49.2	42.2	28.9	28.7	24.9	24.3
2012	31.5	27.0	31.1	32.2	27.1	26.6
2013	25.9	19.8	35.8	39.4	30.8	32.3
2014	2.0	0.4	35.1	38.8	29.4	31.0
2015	5.8	▲ 1.6	35.4	39.3	29.9	31.7
2016	▲ 1.3	▲ 14.9	35.2	36.2	28.3	30.3
2017	14.3	5.5	36.8	34.9	30.2	28.3
2018	19.1	13.4	33.8	40.7	27.3	32.7
2019	10.2	▲ 1.2	39.8	40.8	32.4	32.2
2020	▲ 3.6	▲ 14.4	36.5	37.8	30.3	28.7
2021	17.2	11.6	34.5	39.0	28.2	32.7
2022	29.3	35.9	39.2	42.7	31.0	38.8
2023	21.0	15.4	43.3	41.2	36.1	35.1
2024	21.3	-	39.6	-	33.1	-

設備投資 (名目)



インピュテーション方式

(p9 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

- 法人税と配当所得の二重課税の問題に対し、オーストラリアやニュージーランドなどでは、二重課税を調整する「完全インピュテーション方式」が採用。
- 日本でも配当控除等の形で部分的に二重課税が調整されているが、完全インピュテーション方式の導入によって、日本企業に対する一層の投資促進効果や、それによる国際競争力の強化が期待される。

As Is

日本の二重課税（但し配当控除調整あり）

利益

配当金

法人税

所得

所得税

※配当控除による調整を実施

法人の利益に対し、
法人税と配当に対する所得税が二重に課税

※所得税の配当所得控除は、所得税の税額控除を通じ、部分的にこの二重課税を調整しているが、完全な調整とはなっていない。

To Be

[参考]インピュテーション方式
による二重課税の調整

利益

配当金

法人税

暫定所得税

※利益全体に所得税率を適用

所得

所得税

利益全体に所得税を掛けることで、
二重課税を排除

※法人の利益に所得税率を掛けることで法人税額と所得税額の合計額を決定。配当金に対する所得税額はこの合計額－法人税額とされるため、二重課税を完全に調整。

日本の配当所得に対する課税の仕組み、実効税率の試算例

(p9 法人税・所得税・相続税の税率引下げ 関係)

●日本の場合、配当所得に課される所得税は、**源泉分離課税**と**総合課税**（この場合、配当控除が適用）の**選択制**

1. 源泉分離課税の場合

- 配当所得分を他の所得から切り離し、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用

2. 総合課税の場合

- 配当所得分と他の所得を合算し、全体の所得に総合所得に応じた所得税率を適用
- 配当控除が適用（所得税：配当所得の10%、住民税：配当所得の2.8%。ただし、配当所得が1,000万円超の場合、当該超過分は控除割合が半分となる）

●インピュテーション方式、源泉分離課税、総合課税（+配当控除）の各場合における、配当所得にかかる実効税率の比較（課税所得金額695万円超～900万円以下の場合（所得・住民税率33%））

インピュテーション方式

- 暫定所得税率 33%
- 法人税率（法人実効税率を適用） 29.74%

配当所得にかかる税率 3.26% (33%-29.74%)

源泉分離課税

20.315%

総合課税（+配当控除）

- 所得税率 33%
- 配当控除 -12.8%

配当所得にかかる税率 20.2%

※上記のとおり、（完全）インピュテーション方式では二重課税が完全に調整されるため、配当所得にかかる実効税率は低くなるが、日本の方式では二重課税の調整が完全ではなく、インピュテーション方式に比べ実効税率が高くなる（総合課税+配当控除の場合、全体の所得が低いほど実効税率が低くなるが、その場合、インピュテーション方式でも実効税率が低くなることから、インピュテーション方式以上に実効税率が低くなることはない）

研究開発税制における戦略技術領域型の創設

(p12 研究開発税制とイノベーションの実装① 関係)

【論点】1-1. 新類型「戦略技術領域型」(仮称)の創設、インセンティブ強化

- 将来の経済成長の礎となる企業の研究開発は、成果は広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からない、成果が生まれるまで時間を要するといったリスクの高いものであり、市場原理に任せるだけでは十分な活動が行われない可能性があることなどを踏まえ、政府として支援。
- これまで、基本的には、予算措置と税制措置の特性の違いを踏まえ、予算は主に重点的に分野を決めて支援を行っており、税制は分野を問わず日本全体の企業の研究開発投資の後押しを行ってきた。他方、近年、科学とビジネスの近接化が進んでおり、我が国においても、官民のリソースを戦略分野にこれまで以上に集中的に投じることが重要。
- このため、政府が検討する戦略技術領域のうち、民間の創意工夫を生かすといった、税制インセンティブを強化することが特に有効であると考えられる領域等を特定し、民間の当該領域への研究開発投資を誘発することは有効か。

予算措置と税制措置の比較イメージ (議論用)

	予算措置	税制措置 (研究開発税制)
対象分野	<u>一般的に政策目的に沿って国が見える範囲で対象分野を限定</u>	自然科学に関する研究開発を <u>広く後押し</u>
インセンティブ	一般的に、税制措置と比べて <u>高いインセンティブ</u>	一般的に、予算措置と比べて <u>低いインセンティブ</u>
対象	予算制約があり <u>全ての案件を採択できない</u> (原則、毎年度、予算プロセス有り)	<u>一定の要件を満たせば等しく適用可能</u> (適用期限の到来等、制度改正時には税制改正プロセス有り)
国の関与	一般的に採択等による <u>国の裁量の余地が大きい</u> <u>研究開発プロセスも管理</u>	<u>国の裁量の余地は小さい</u> プロセスによらず <u>民間の自由な発想による研究開発を後押し</u>

ソフトウェア制作費の税務・会計処理のあり方

(p14 研究開発税制の見直しとイノベーションの実装③ 関係)

- 【提案概要】ソフトウェア制作費の税務・会計処理の一致／自社利用目的ソフトウェア、市場販売目的ソフトウェアの区分の見直し

現
行

区分	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア		リリース後のアップデート	
区分例	- ユーザーへサービス提供を行い、その対価を得るために自社で利用するソフトウェア - 業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア			製品マスターを製作し、これを複製して不特定多数のユーザーに販売するパッケージソフトウェア		- プログラムの機能上の障害の除去 - 新たな機能の追加、機能向上	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後	機能の改良・強化を行う製作活動のための費用	
	つながることが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理	損金	資産	資産	損金	資産	資産	

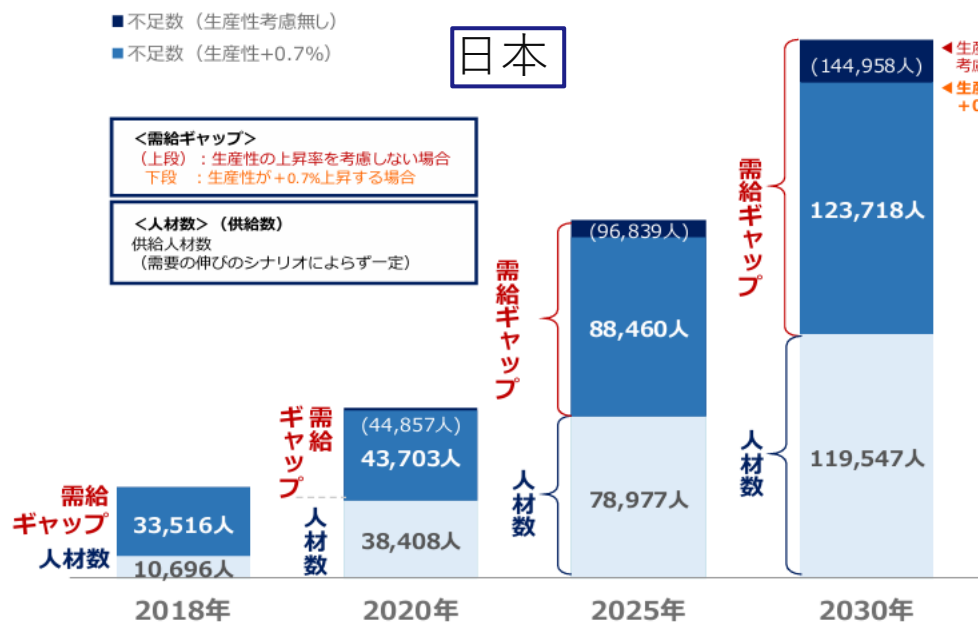
提
案

区分	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア		リリース後のアップデート	
区分例	業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア			第三者から収益を得る目的で開発されたソフトウェア		- プログラムの機能上の障害の除去 - 新たな機能の追加、機能向上	
判断基準	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発段階	研究開発終了後	機能の改良・強化を行う製作活動のための費用	
	つながることが明らか	不明	確実につながる		製品マスターの製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用（著しい改良）
税務処理	損金	損金	資産	損金	資産	資産	損金

日本におけるAI人材の現状

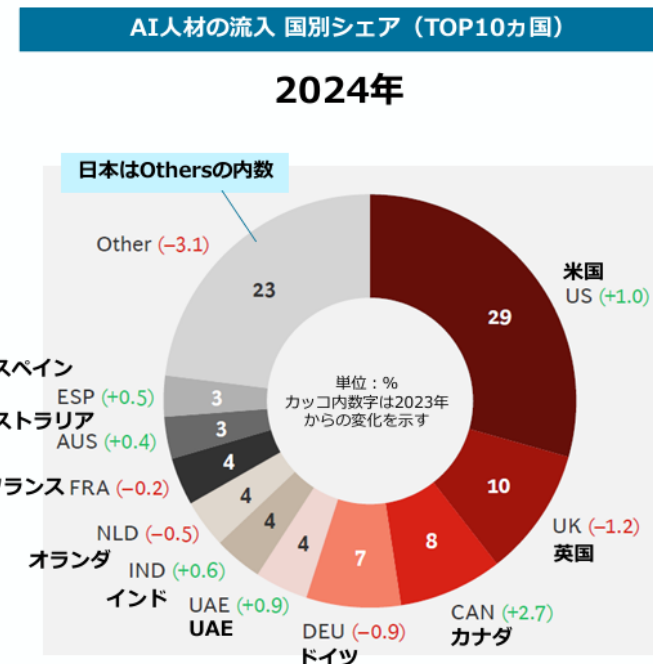
(p15 研究開発税制とイノベーションの実装④ 関係)

- 足元では既にAI人材の不足が顕著となる中、2030年には約12万人のAI人材が不足となる見通し。他方で、海外からのAI人材の流入においても、日本は国別シェアのトップ10カ国にも入れない状況



←生産性向上※1
を考慮しても、
2030年には約12
万4000人のAI人
材※2が不足

※1 生産性+0.7%は
2010年代の情報通信産
業の労働生産性の伸び率
を用いて条件設定。
※2 AI研究者、AI開発者、
AI事業企画者



←日本はAI人材
の流入 国別
シェアのトップ
10カ国に入らず、
Othersの内数に

図 4-5 AI人材全体の需給についての試算結果①
(AI 需要の伸び「平均」、生産性上昇率「0.0%」「0.7%」)

左図出所：IT人材需給に関
する調査（経済産業省委託
事業、みずほ情報総研、
2019年3月）

- AI人材は、深層学習、コンピュータビジョン、PyTorch、Hadoop、強化学習、ニューラルネットワーク、MapReduce、または高性能コンピューティングのいずれかのスキルを持つ人々
- 2024年に国際移動した3.1万人の対象者を調査

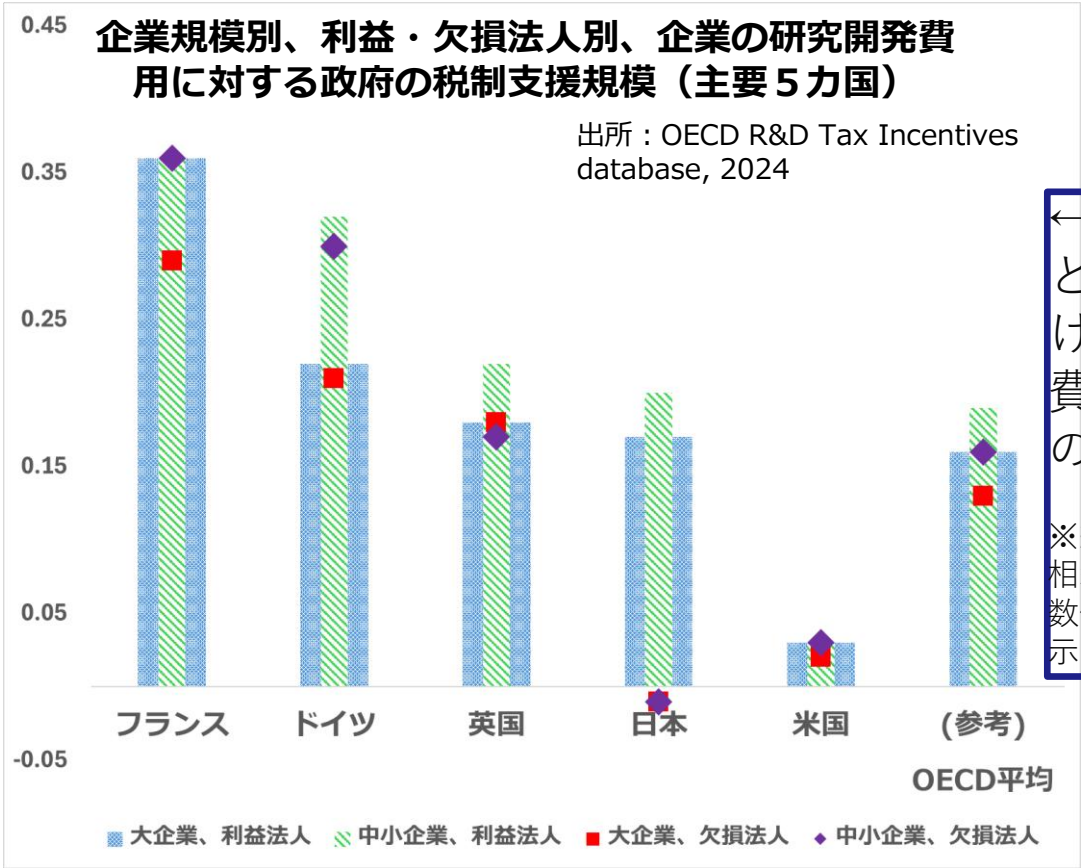
出典：ボストン・コンサルティング・グループ Top Talent Tracker, Q4 2024

左図出所：研究開発税制の
あり方等に関する研究会第1
回事務局資料（p3両図、p5
右図も同じ）

日本における研究開発税制の現状

(p15 研究開発税制とイノベーションの実装④ 関係)

- 日本は、主要5か国の中で唯一、欠損法人の研究開発費用に対する税制支援の指標がマイナス
- 研究開発税制の適用額は大企業が9割を占めており、中小企業は10%にも満たない状況



←OECDデータによると、主要5カ国中日本だけ欠損法人の研究開発費用に対する税制支援の指標がマイナス。

※縦軸の数値は研究開発費一単位を相殺する公的支援を指標化した値で、数値が高いほど支援が手厚いことを示す。

研究開発税制適用額・件数

	適用額	割合	件数	割合
大企業	約8,672億円	約91.5%	5,313件	約29.8%
中小企業	約806億円	約8.5%	12,532件	約70.2%
合計	約9,479億円	-	17,845件	-

(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、経産省が加工・作成

※中小企業は資本金1億円以下の法人

出所：経済産業省 研究開発税制のあり方等に関する研究会 第1回事務局資料

地方税の種類

(p19 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

- ❑ 下表のうち地方自治体が自由に税率を定められるものとして、①制限税率（上限税率）のない標準税率の税目、②制限税率（上限税率）のない任意税率の税目、③その他、の3つが存在
- ❑ このうち、①については、仮に標準税率より低い税率で企業誘致・経済活性化等を進めたとしても（すなわち、減税という形での投資）、それによって得られた増収分は、地方交付税の仕組み上、その4分の3が削られる形となっていることもあるなど、地方自治体には積極的に標準税率以外の税率を設定するインセンティブに乏しく、実態的にもほぼ標準税率に収束
- ❑ ②③については歳入に占める割合が極めて低い。そのほか、地方税法に定めのない法定外税の新設には総務大臣への協議・同意が必要

○ 現行地方税法の法定税の税率の種類を分類すると以下のとおり

種 類		概 要	税 目	
			道 府 県 税	市 町 村 税
一定税率		地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。		都市計画税
	制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

(出典) 総務省資料

企業版ふるさと納税制度に関するQ & A

(p19 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、**寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけない**のですか。

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、**補助金を交付**すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも**低い金利で貸付金を貸し付ける**こと。
- c. 寄附を行うことの代償として、**入札及び許認可において便宜の供与**を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく**市場価格よりも低い価格で財産を譲渡**すること。
- e. **その他**、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは**社会通念等に従って個別具体的に判断**されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「**経済的な利益を供与すること**」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど**換金性が高い商品を提供**すること。
- ・寄附を行うことを**公共事業の入札参加要件とする**こと。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された**施設を専属的に利用**させること。

(以下略)

Q5-1-2.

例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に**該当しない**のですか。

A5-1-2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての**経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例**は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、**感謝状その他これに類するものを贈呈**すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、**寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介**すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された**施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙**すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

(以下略)

地方自治体の窓口は時にリスク回避的な場合があり、ここに明示されていない事項について保守的に判断する傾向

→可能な限り当該記述を充実する等により、必要以上に保守的な判断をされないようにする必要

(出典) 企業版ふるさと納税ポータルサイト

トレーラーハウス、コンテナハウスの取扱い

(p20 地方自治体間の改革競争、地方創生の深化を促す税制関係)

	トレーラーハウス	コンテナハウス
法律上の定義	建築基準法・道路運送車両法上で「車両」に該当 ※随時かつ任意に移動できるかどうかポイント	建築基準法第2条第1号で「建築物」に該当
法定耐用年数（償却期間）	4年 （車両扱いの場合）	31年 （「建物」扱いの場合） ※「器具備品」に該当するコンテナは7年
税金	自動車税	固定資産税
環境整備として必要なこと	・ 具体的な運用・あてはめが地域でバラバラ。 ・ 国税庁に、トレーラーハウスの「車両」としての取り扱い及び法定耐用年数に関する統一見解を出してもらう	・ コンテナハウスの活用促進に向け、法定耐用年数を二拠点居住整備の促進等一定の場合に短縮化（任意で移動可能な「器具備品」該当のコンテナと同程度に）

地方拠点強化税制の概要

(p21 海外から国内(地方)への投資誘導 関係)

本社機能(特定業務施設)とは

事務所



調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部(オンライン営業)、サービス事業部門の一部(調査、企画、人事業務等の受託事業)の業務のために使用される事務所

研究所



研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)

研修所



人材育成において重要な役割を担うもの

- 業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。
- 登記簿上の「本店」である必要はありません。

本社機能
(特定業務施設)

事務所



研究所



研修所



子育て施設
(特定児童福祉施設)

保育所、学童等



社宅・社員寮
(特定業務福利厚生施設)

社宅等



- 特定業務施設(事務所、研究所、研修所)と併せて整備される子育て施設(次ページ①、③～⑥)及び社宅(次ページ④⑤)も対象。

認定事業者(※)が受けられる優遇措置

(※) 都道府県から、一定の条件を満たす地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業が対象となります。

① 建物等の取得価額に対する税制優遇措置(オフィス減税)

認定事業者は、特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

育児支援施設

② 本社機能に従事する従業員の増加に対する税制優遇措置(雇用促進税制)

認定事業者は、特定業務施設において雇用者を増加させた場合、雇用者増加数に応じて法人税の税額控除の適用を受けることができます。

③ 地方税の優遇措置

認定事業者は、事業税(移転型事業のみ)、不動産取得税、固定資産税について、地方税の課税免除又は軽減措置を受けることができます。

※ 詳細は、移転・立地先として検討している都道府県又は市町村にお問い合わせください。

育児支援施設

④以下は省略

(出典) 内閣府地方創生推進事務局「地方拠点強化税制パンフレット」

地方拠点強化税制（移転型） 拡充の具体案

（p21 海外から国内（地方）への投資誘導 関係）

□ 既存の地方拠点強化税制（移転型）のうち、地方税の優遇措置について、以下のとおり、国からの減収補填措置の対象となる①減税率の上限引上げ、②減税期間の延長、③対象税目の追加、を実施

現行制度		拡充案
固定資産税	1 年目	減税率上限4/4
	2 年目	〃 3/4
	3 年目	〃 2/4
法人事業税	1 年目	減税率上限1/2
	2 年目	〃 1/4
	3 年目	〃 1/8
法人住民税（都道府県民税 + 市町村民税） 法人税割	対象外	
不動産取得税	減税率上限10/10	—

①
減税率 10/10

②
減税期間
3 年 → 10 年

③
対象に追加（減税率・減税期間は上記と同じ）

地方移住応援税制の具体案

(p21 海外から国内（地方）への投資誘導 関係)

- 地方拠点強化税制（移転型）の対象となる場合、対象法人には雇用促進税制が適用されるが、さらに移転先自治体が地方移住応援税制の適用対象となることで、対象法人に雇用される方々の周辺で生活を支える方々等も含め、移住を強力に促進

地方移住応援税制

◆ 対象者

移住前 1 年以上の間、**東京23区**の**在住・在勤者**で、東京圏外に不動産（住宅等）を取得し、住所地を移転した者

◆ 支援対象（地方税分は国による減収補填措置の対象）

不動産取得税（都道府県税） 移住のため取得した不動産分を免除

固定資産税（市町村税） 移住のため不動産分の課税免除又は不均一課税（3年程度）

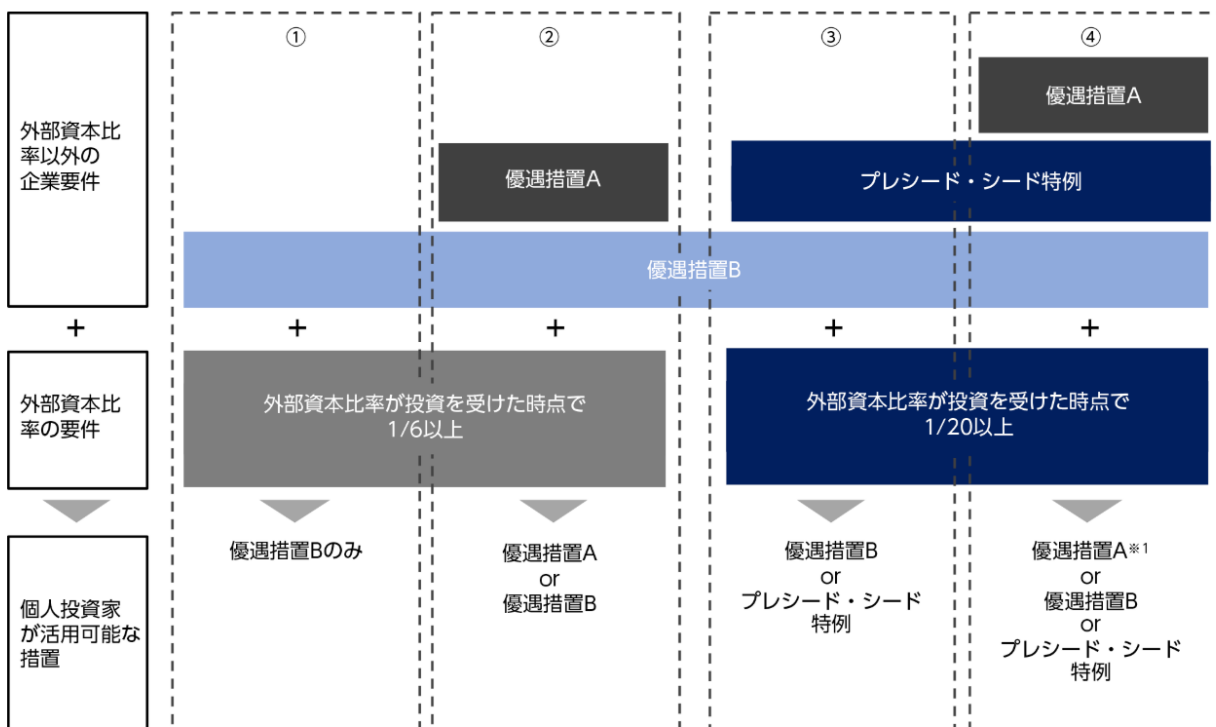
住民税（都道府県・市町村税） 移住した個人分の課税免除又は不均一課税（3年程度）

所得税控除の拡大（国税） 上記と連動して税制面でさらなる支援

エンジェル税制の概要

(p23 スタートアップ支援のための制度改善 関係、p25 社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し)

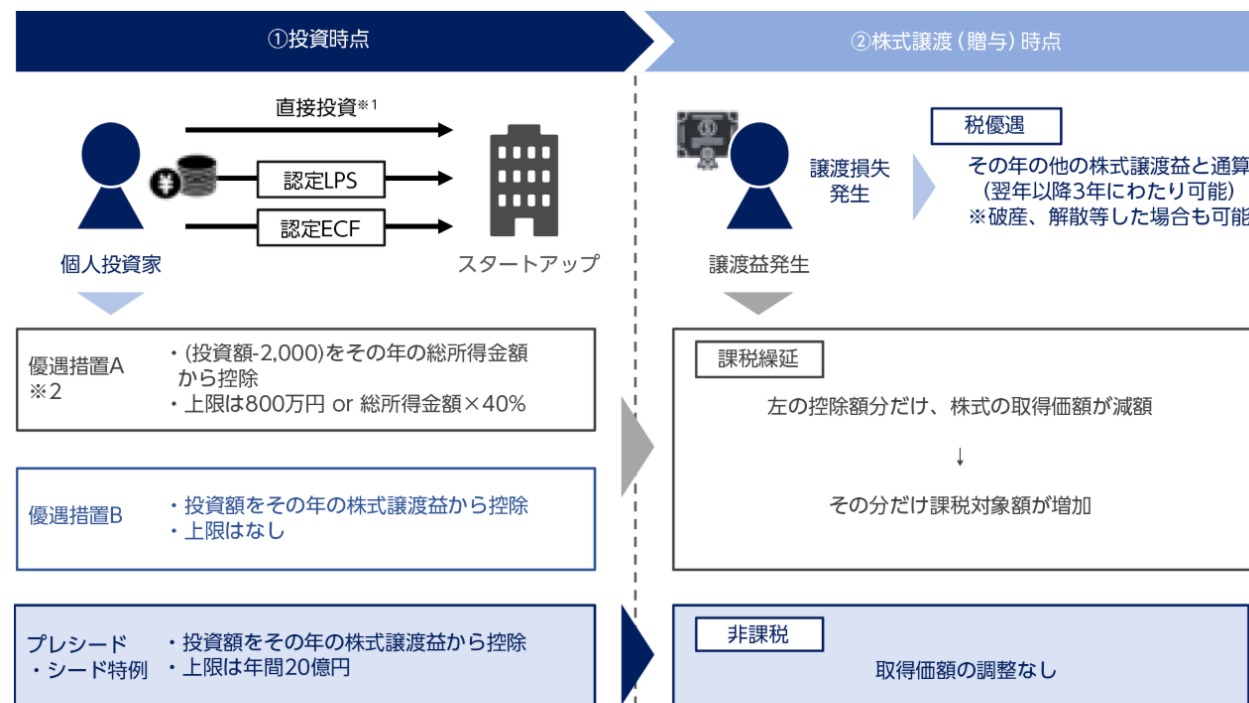
適用要件



※1：優遇措置Aについて、プレシード・シード特例の企業要件（営業損益0未満等）を追加で満たす場合、外部資本比率の要件が1/6以上から1/20以上に緩和

※詳細な企業要件等は省略

優遇措置の内容



※1：民法上の組合又は投資事業有限責任組合経由を含む

※2：優遇措置Aについて、プレシード・シード特例の企業要件（営業損益0未満等）を追加で満たす場合、外部資本比率の要件が1/6以上から1/20以上に緩和

（出典）経済産業省資料

相続税・贈与税課税対象の具体的変化

(p31 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係)

□ 31ページの案に基づけば、相続税・贈与税の課税対象は、以下のように変動（下図は相続税の場合だが、贈与税も同様）

		相続者の状況			
		日本国内に住所あり		日本国内に住所なし	
		右記以外 ・相続開始時に日本国籍あり ・相続開始時の在留資格が永住者・日本人の配偶者等など ・相続開始時の在留資格は高度専門職などだが、相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年超	一時居住者（①相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり、かつ②相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年以下）	日本国籍あり 過去10年以内に日本国内に住所あり	日本国籍なし 過去10年以内に日本国内に住所なし
被相続者の状況	日本国内に住所あり	被相続者及び相続者の両方が、 ・日本国籍ありの場合 又は ・過去10年間で5年超、永住者・日本人の配偶者等などの在留資格で日本国内に居住の場合のみ対象に			
	日本国内に住所なし	被相続者及び相続者の両方が、 ・日本国籍ありの場合 又は ・過去10年間で5年超、永住者・日本人の配偶者等などの在留資格で日本国内に居住の場合のみ対象に			
	日本国内に住所あり	下記以外 ・相続開始時に日本国籍あり ・相続開始時の在留資格が永住者・日本人の配偶者等など	一時居住者（①相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり、かつ②相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年以下）	日本国籍あり 過去10年以内に日本国内に住所あり	日本国籍なし 過去10年以内に日本国内に住所なし
	日本国内に住所なし	外国人被相続人 （相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり）	一時居住者（①相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり、かつ②相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年以下）	日本国籍あり 過去10年以内に日本国内に住所あり	日本国籍なし 過去10年以内に日本国内に住所なし
		過去10年以内に日本国内に住所あり	過去10年以内に日本国内に住所なし	過去10年以内に日本国内に住所あり	過去10年以内に日本国内に住所なし
		下記以外 （日本国内に住所があったときに日本国籍あり）	一時居住者（①相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり、かつ②相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年以下）	日本国籍あり 過去10年以内に日本国内に住所あり	日本国籍なし 過去10年以内に日本国内に住所なし
		非居住被相続人（日本国内に住所があったときに日本国籍なし）	一時居住者（①相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり、かつ②相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年以下）	日本国籍あり 過去10年以内に日本国内に住所あり	日本国籍なし 過去10年以内に日本国内に住所なし
		過去10年以内に日本国内に住所なし	一時居住者（①相続開始時に在留資格（高度専門職など）あり、かつ②相続開始前15年以内に日本国内に住所があった期間が10年以下）	日本国籍あり 過去10年以内に日本国内に住所あり	日本国籍なし 過去10年以内に日本国内に住所なし

国内・国外問わずすべての相続財産が課税対象となるパターン

国内の相続財産のみが課税対象となるパターン

上記の案に基づいた場合、対象から外れる部分

外国人の定着・共生支援税制（法人税）の具体案

（p31 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係）

- 外国人の労働環境・生活環境を改善するとともに、日本人職員・地域コミュニティとの共生を図る企業の実践を、法人税の軽減措置で支援

具体的な支援策

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（いわゆる「くるみん認定」）及び認定対象への税制優遇措置（賃上げ促進税制における税額控除率上乗せ）等を参考に
 - ① 外国人の定着、日本人職員・地域との共生に取り組む企業を公的に認定
 - ② 法人税の優遇措置を講じる

認定対象の案

- ✓ 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
- ✓ 外国人職員に対する日本語教育支援（特にビジネス日本語）、企業の英語化 等
- ✓ 外国人職員に対する住宅の確保その他の生活支援
- ✓ 企業内における異文化・慣習への配慮（やさしい日本語、食堂におけるベジタリアン・ハラル食提供、礼拝所の整備 等）
- ✓ 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流・異文化理解促進事業の実施

※ 地方の企業に対し優遇措置を強化することで、地方への外国人材の誘導も可能となる

人材の多様性と生産性の関係

(p31 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係)

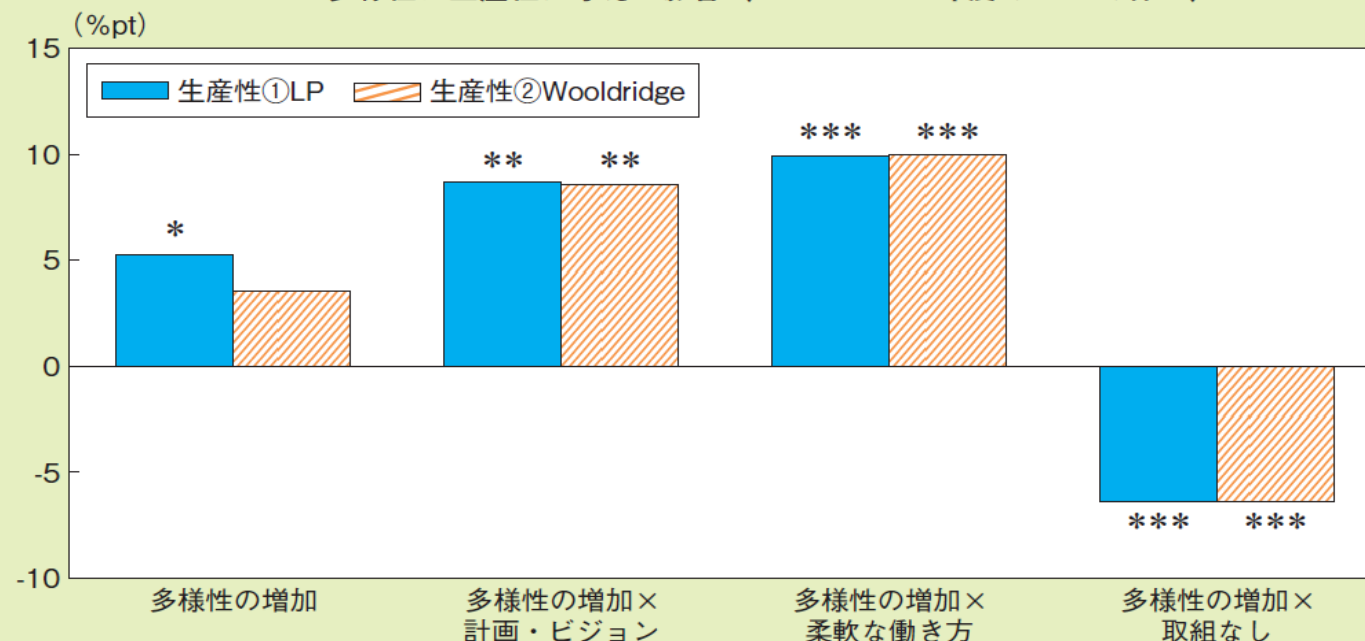
- 多様性は企業の生産性向上に繋がり得るが、受け入れ態勢が整っていないと逆効果にもなる。多様性に対応するための計画・ビジョン、柔軟な働き方等が必要

人材の多様性と生産性

第2-3-2図 多様な人材と生産性

多様な人材の活躍に向けた取組がない場合、多様性の増加は生産性を低下させる

多様性が生産性に与える影響 (2013～2017年度のTFPの伸び)



- (備考) 1. 内閣府「多様化する働き手に関する企業の意識調査」により作成。
2. **、*はそれぞれ、多様性が増加した企業とそうでない企業の生産性の伸びの差が1%、5%、10%水準で有意であることを示す。
3. 分析の詳細は、付注2-9を参照。

(出典) 内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」 (https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je19/index_pdf.html)

外国人の定着・共生支援税制（所得税）の具体案

（p31 国際人材の戦略的活用に向けた税制見直し 関係）

□ 外国人、日本人従業員による自発的な共生のための取組について、所得税の軽減措置で支援

具体的な支援策

- 個人が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（具体的には以下のような費用）を、所得税の特定支出控除の対象とする。

特定支出控除対象の案

- ✓ 外国人職員が日本語（特にビジネス日本語）習得のために支出する費用
- ✓ 日本人職員が外国人職員とのコミュニケーション等のために英語を習得する費用
- ✓ 上記に関連する資格取得費用

特定支出控除とは

- 給与所得者が、以下のような支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたもの（特定支出）を支払った場合、その合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合、当該超過分を給与所得から控除できる制度

- ①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費 ⑤帰宅旅費
- ⑥勤務必要経費（図書費・衣服費・交際費等）

受発注業務のデジタル化支援の必要性

(p32 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備関係)

受発注業務のデジタル化は**取引先と合意**しないと実現できず、請求書等の証憑の電子受領から仕訳作成までをデジタルで一気通貫にするには、システム間の連携や規格化された請求データ等が様々な業界の商慣行を網羅できている必要。

まずは自社でできる**証憑の電子保存・仕訳との紐づけ・優良電子帳簿保存**を支援するため、「**スマート青色申告**」を創設すべき（詳細次ページ）。

証憑発生・受領

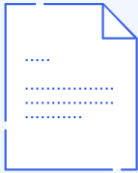
証憑の電子保存

証憑と仕訳の紐づけ
(税制上のインセンティブは現状はなし)

優良電子帳簿保存
(現状は利用率が低い)

自社
だけで
実行
可能

取引先から
紙の証憑を受領

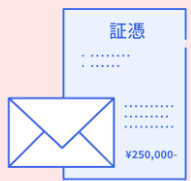


紙の証憑を
スキャンし電子保存



人を介す

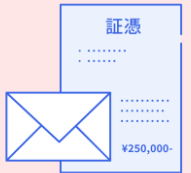
取引先から
データの証憑を受領



データの証憑を
ダウンロードし電子保存



取引先からデータの証憑が
電子送達され自動で電子保存



自動保存・修正不可

企業・税理士・行政のメリット

紐づけにより、正確性・速報性・視認性が向上。現状は、紐づけには税制上のインセンティブがないため、スマート青色申告創設で企業を後押しする必要がある。

1. 証憑保存は人手を介すが、**取引の発生事実**（請求書・領収書等）から仕訳作成
2. 仕訳に対して、**改ざんの余地がない銀行の入出金データ**を添付
3. 証憑を保存すると仕訳が自動で作成され、**後から証憑と仕訳の内容の確認がしやすい**

4. 仕訳の訂正削除履歴が確認でき、事後検証しやすい

将来のデジタルシームレス実現後

証憑を保存すると仕訳が自動で作成され仕訳は**修正不可**
(修正するには取引先から証憑を送り直してもらう等の動きが必要)

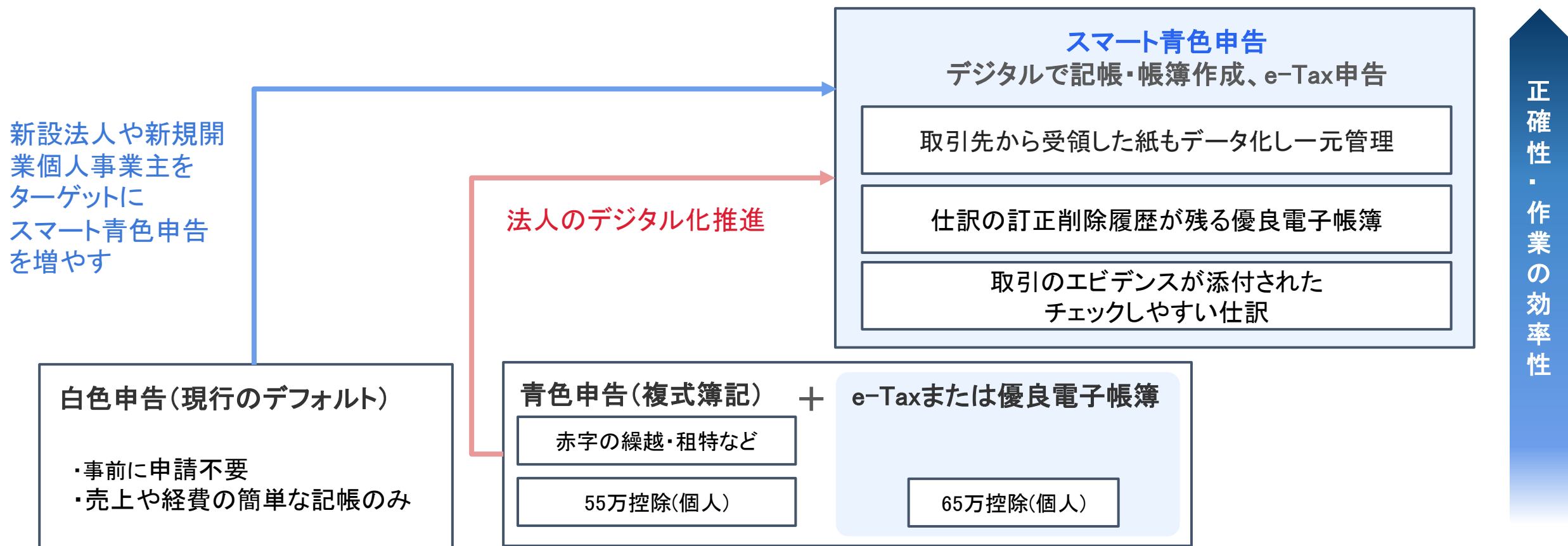
取引先と合意が必要

「スマート青色申告」の提案

(p32 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備関係)

デジタルツールによって事業者の事務負担を減らしつつ、いままでよりも簡単・正確な青色申告を促進

- ・デジタル記帳、電子帳簿保存、e-Tax申告を「スマート青色申告」と呼称し、新たなスタンダードとする
- ・税を起点にデジタル化を推進するため、スマート青色申告に税制上のインセンティブを付与



税制上のインセンティブなし（記帳の義務）

税制上のインセンティブ強

現在の青色申告・白色申告と記帳方法の比較表

(p32 中小企業・小規模事業者の経営力強化のための納税環境整備関係)

申告	記帳	制度概要	税制上の主なインセンティブ		
			個人事業者(事業所得が主たる所得の者)		法人
無申告	無記帳	帳簿の不保存や記載不備は、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置	—		
白色申告	簡易簿記	対象: 事前手続なし 帳簿: 売上帳、経費帳のみ 決算書: 収支明細書のみ	なし	・事業専従者控除(上限86万円) ・赤字繰越は災害による損失額のみ	・個人と同じ
青色申告	現金主義	対象: 所得300万円以下の青色申告承認事業者 帳簿: 現金出納帳、経費帳、固定資産台帳 決算書: PL(損益計算書)のみ	10万円	・家族の給与の経費算入 ・赤字を最大3年間繰越 ・赤字を前年に繰戻し所得税還付 ・30万円未満の固定資産を一括で経費算入 (白色だと固定資産の使用期間に応じて毎年少しずつしか経費計上できない)	・特別控除はなし ・赤字を最大10年間繰越 ・赤字を前年に繰戻し法人税還付* ・固定資産一括経費算入は個人と同じ* (* 資本金1億円以下の事業者)
	簡易簿記	対象: 青色申告承認事業者 帳簿: 現金主義の帳簿に加え、売掛帳と買掛帳 決算書: PLのみ			
	紙帳簿 or 一般電子帳簿	対象: 青色申告承認事業者 帳簿: 仕訳帳、総勘定元帳 決算書: BS(貸借対照表)とPL ・個人事業者の青色申告率は45年間、5〜6割に停滞 ・法人はほぼ10割が青色申告だが、優良電子帳簿保存の利用企業は少ない	55万円 (紙申告) 65万円 (e-Tax)	・貸倒引当金を経費計上可 (売上等を回収できないときの貸倒損失リスクに備え、一定割合の見積額を計上)	・租税特別措置法の特典 (給与の引上げや設備投資等への税額控除、中小企業が機械等を取得した際の特別償却や税額控除など)
	優良電子帳簿	・上段と同じ ・申告までに届出を行い、会計期初より仕訳履歴の残るシステムで帳簿づけ	・上段に加え、申告漏れ時に過少申告加算税が5%軽減 現状では、企業がシステム導入をしてデジタル記帳・優良帳簿保存をしても、e-Taxで電子申告をしていれば税務上のメリットはほぼない状態		

世界各国の連結納税制度

(p35 企業組織の再編を阻害しない法人課税体系 関係)

国名	国際競争力 ランキング*	連結納税制度	資本要件
日本	38位	グループ通算制度	親会社が子会社の株式の 100% を所有
オランダ	9位	Fiscal Unity	親会社が子会社の株式の 95%以上 を所有
アメリカ合衆国	12位	Consolidated Tax Return	親会社が子会社の株式の 80%以上 を直接または間接的に所有
オーストラリア	13位	Consolidated Group	親会社が子会社の株式の100%を所有
カナダ	19位	(連結納税制度なし)	
ドイツ	24位	Organschaft	親会社が子会社の株式の 50%以上 を所有し、かつ支配
イギリス	28位	Group Relief	親会社が子会社の株式の 75%以上 を所有
フランス	31位	Intégration Fiscale	親会社が子会社の株式の 95%以上 を所有
スペイン	40位	Consolidated Tax Regime	親会社が子会社の株式の 75%以上 を所有
イタリア	42位	Consolidato Fiscale Nazionale	親会社が子会社の株式の 50%以上 を所有

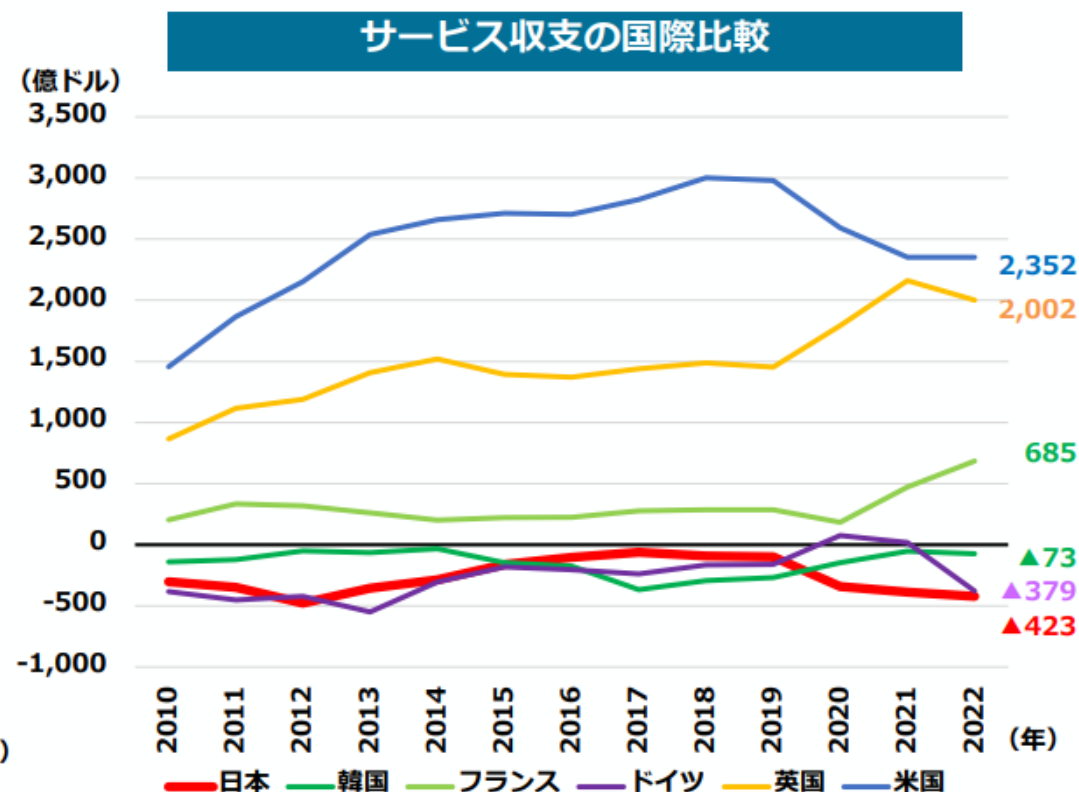
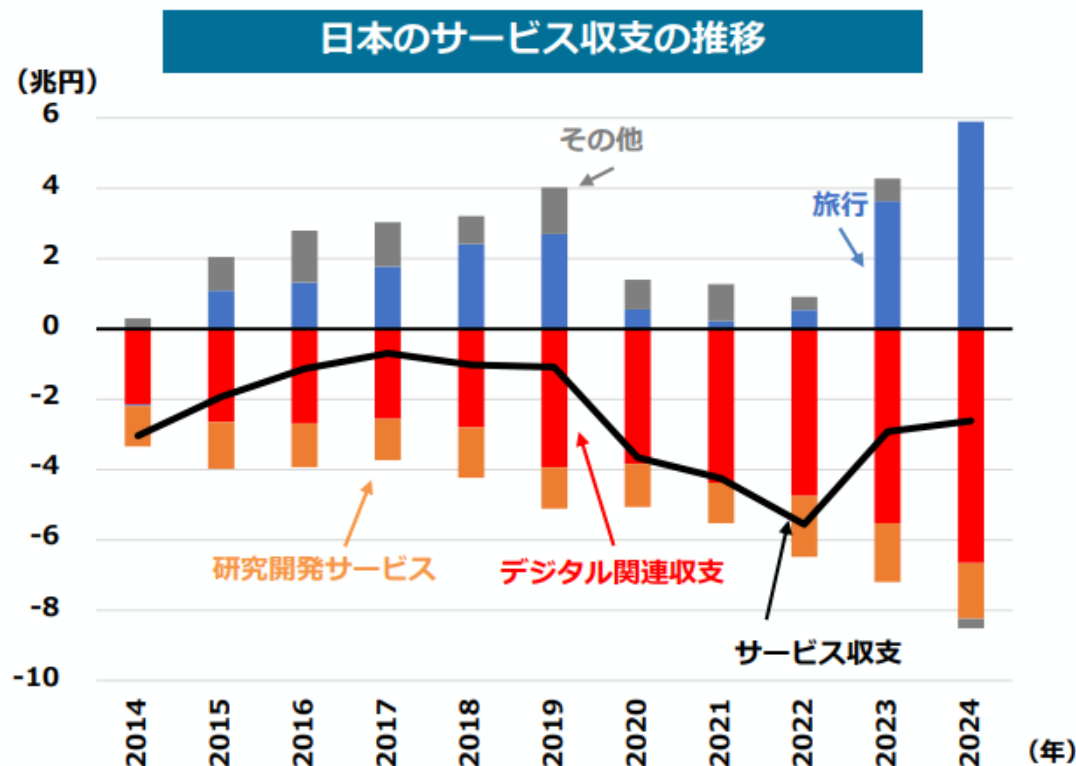
出典：IMD World Competitiveness Ranking (2024)等より作成

日本のサービス収支について

(p39 越境経済への適応① (法人税、所得税) 関係)

日本のサービス収支の推移と国際比較

- サービス収支は、足下でインバウンドを背景とした旅行収支が伸びているものの、デジタル関連収支の大幅な赤字により、世界と比較しても、全体の赤字が多い。



(注) 左図：デジタル関連収支は、日銀レビューの分類を基に、①～③の合計として算出。

①通信・コンピューター・情報サービス：ソフトウェアの委託開発やクラウド・サービス、オンライン会議システムの利用、ソフトウェアのサブスクリプション契約料等

②専門・経営コンサルティングサービス：法務、会計・経営コンサルティング、広報、広告・市場調査に係る取引、

③著作権等使用料：著作物（コンピュータソフトウェア、音楽、映像、キャラクター、文芸、学術、美術等）を複製して頒布（販売、無償配布等）するための使用許諾料（ライセンス料）等。

研究開発サービス収支は、研究開発に関わるサービス取引のほか、研究開発の成果である産業財産権の売買を計上

旅行収支とは、ある国に滞在する非居住者（旅行者）が自ら使用するため、または贈与するために滞在先で取得した財貨とサービスを計上。

(出所) 左図：日本銀行「国際収支統計」、日銀レビュー「国際収支統計からみたサービス取引のグローバル化」より作成。右図：OECD.statより作成。

タックスギャップ分析の例

(p40 越境経済への適応① (法人税、所得税) 関係)



The Silicon Six and their enduring global tax gap

👉 タックスギャップ分析の例

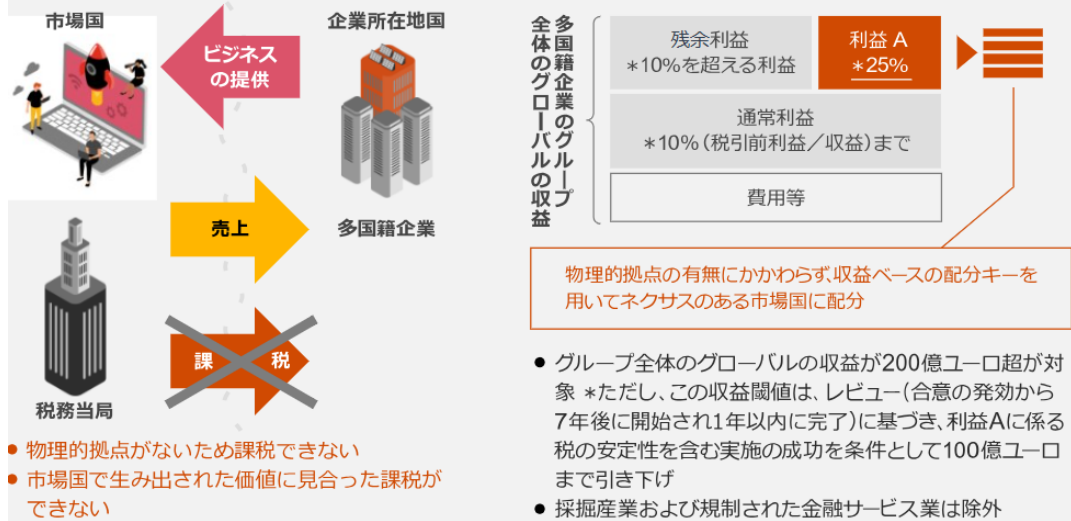
- ✓ この報告書では、アルファベット（グーグル）、アマゾン、アップル、メタ（フェイスブック）、マイクロソフト、ネットフリックスの過去10年間の税務行動を調査し、各企業の法人税支払が名目税率を大きく下回っていること、その結果、世界で2,778億ドル（約40兆円）のタックスギャップが生じていることを明らかに
- ✓ このタックスギャップを埋めるための提案として、OECDのBEPS2.0で進められているグローバルミニマム課税を実施すること、法人税支払の国別報告の仕組みを導入すること等を提案

BEPS2.0の「二本の柱」

(p40 越境経済への適応① (法人税、所得税) 関係)

● 第1の柱：完全実施には多国間条約の発効が必要

第1の柱：市場国への新たな課税権の配分 (利益 A)



第1の柱：市場国での販売活動等に係る移転価格レールの定式化等 (利益 B)



販売子会社の適切な利益の算定が困難

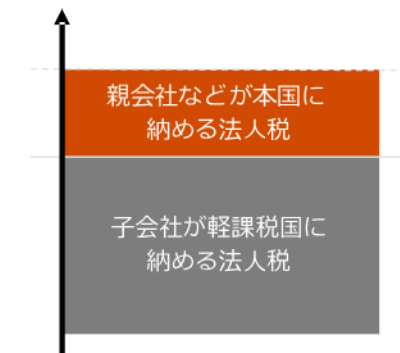
移転価格税制の経験が浅い「Low capacity countries」でも、自国に所在する基礎的な販売活動を果たす会社の適切な利益を算定可能にすることが目的

● 第2の柱：GloBEについては各国国内法令の整備のみで実施可能

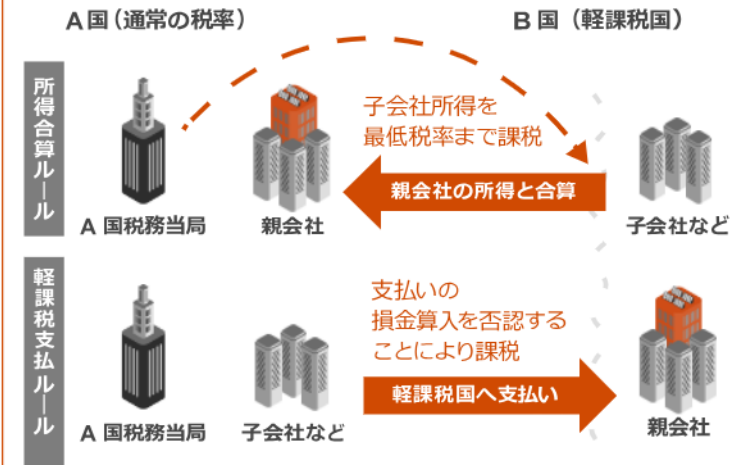
GloBE	2つの連動する国内ルール(合わせてグローバルな税源浸食防止ルール<GloBE>)
所得合算ルール	軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社の国で課税
軽課税支払ルール	軽課税国にある関連企業への支払い(例:使用料)に対し、支払い会社の国で課税
STTR	条約上のルール(租税条約特典否認ルール: STTR) ミニマム税率未済までの課税の対象となる一定の関連者間の支払に対して源泉地国にミニマム税率までの源泉地国課税権を付与

世界共通の最低法人税率を導入

- 法人税の最低税率を「15%」とし、軽課税国の税率との差額分を親会社などが本社を置く政府に納める。



最低法人税率課税の主要な2つのルール(GloBEルール)



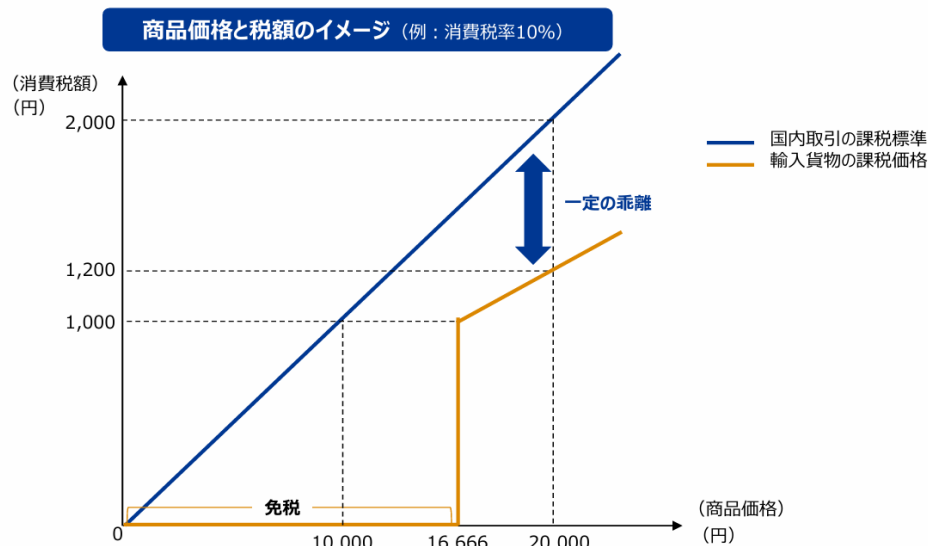
少額輸入貨物にかかる消費税

(p41 越境経済への適応② (消費税) 関係)

- 左下：輸入取引にかかる消費税については、価格1万円以下の商品について少額輸入貨物の免税制度が存在する。このほか、個人の輸入取引の場合は課税価格が小売価格の6割とされており、商品価格16,666円までは消費税がかからず、これを超えても実質消費税率は6%
- 右下：諸外国においては、少額輸入貨物の免税制度を見直す動きが広がる

課税価格決定の特例 (0.6掛け)

- 国内において行われる資産の譲渡等（国内取引）の課税標準は、商品価格（税抜価格）とされているが、個人的な使用に供される輸入取引については、その商品の卸取引の段階で取引された場合の価格が課税価格となる。
（注）個人的な使用に供される輸入貨物について、仮に小売取引の価格を課税価格として関税・消費税等を課した場合には、一般的に卸売取引の価格で関税等が課される輸入商業貨物に比して関税・消費税額等が割高となり課税の公平を失うことになるので、個人的な使用に供されるものに限り卸売取引の価格を課税価格とするもの。本措置は、昭和55年に、当時珍しかった海外旅行の土産品を念頭に法制化したもの。
- 具体的には、海外小売価格に0.6を乗じた金額が輸入貨物の課税価格となるため、国内取引との間で課税標準に一定の乖離が生じることとなる。なお、調査する限り、こうした特例を設けている国はない。



少額輸入貨物の免税制度について (未定稿)

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と
税制環境整備に関する専門委員会
財務省提出資料

- 諸外国においては、OECDにおける議論や近年における国境を越えたEC取引の拡大を踏まえ、国内事業者との競争上の均衡を図る観点から、少額輸入貨物の免税制度を見直す動きが広がっている。

◀ 諸外国の少額免税基準 ▶ ※各国財務当局の公表資料等による

国名	付加価値税等の免税基準額	関税の免税基準額
EU	なし (2021年に廃止)	150ユーロ
イギリス	なし (2021年に廃止)	135ポンド
ノルウェー	なし (2020年に廃止)	3000NOK※4
米国	—	800ドル
豪州※1	なし (2018年に廃止)	1000豪ドル
ニュージーランド※1	なし (2019年に廃止)	1000NZドル
シンガポール※1	なし (2023年に廃止)	なし
韓国	150米ドル	150米ドル
日本	1万円※2,3	1万円※2,3

- ※1 これらの国では、一定の閾値を超えた事業者に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてのみ少額免税制度を廃止している。
登録義務の閾値 豪州：7万5千豪ドル（約760万円）、ニュージーランド：6万NZドル（約550万円）、シンガポール：100万Sドル（約1億1千万円）
- ※2 酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない。また、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。
- ※3 個人使用貨物の課税価格決定の特例（卸取引価格への換算）：関税定率法上、個人的な使用に供される輸入貨物については、消費者が購入した金額が課税価格となるのではなく、その商品の卸取引の段階で取引された場合の価格とされており、海外小売価格（ECサイトの表示価格）に0.6を乗じた金額が課税価格に該当することとなる。そのため、実体上、16,666円（16,666×0.6＝10,000）が免税上限額となる。
- ※4 税務当局に少額貨物に係るVAT納税を行う登録事業者について、上記の免税基準が適用される。

